

第五十一回国会 衆議院 農林水産委員会 議 録 第十一号

昭和四十一年三月九日(水曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 中川 俊思君

理事 大石 武一君

理事 田口長治郎君

理事 本名 武君

理事 東海林 稔君

理事 伊東 隆治君

理事 宇野 宗佑君

理事 小山 長規君

理事 田邊 國男君

理事 丹羽 兵助君

理事 長谷川四郎君

理事 森田重次郎君

理事 下都 政巳君

理事 兒玉 末男君

理事 西宮 弘君

理事 森 義親君

理事 林 百郎君

出席國務大臣

農林大臣 坂田 英一君

出席政府委員

農林政務次官 坂谷 忠男君

農林事務官 森本 修君

農林事務官 和田 正明君

農林事務官 榎垣徳太郎君

農林事務官 水産庁長官 丹羽雅次郎君

農林事務官 運輸事務官 龜山 信郎君

農林事務官 郵政事務官 島山 一郎君

農林事務官 電気通信監理官

委員外の出席者

日本電信電話公 黒川 広二君

社務理事 日本電信電話公 緒方 研二君

社務局長 社務局長 松任谷健太郎君

専門員 松任谷健太郎君

三月九日

委員松井誠君辞任につき、その補欠として足鹿

君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員足鹿君辞任につき、その補欠として松井

誠君が議長の名で委員に選任された。

本日会議に付した案件

農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案

(内閣提出第九七号)

農業信用基金協会の一部を改正する法律案

(内閣提出第九八号)

漁船損害補償法の一部を改正する法律案(内閣

提出第九九号)

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法

の一部を改正する法律案(内閣提出第八六号)

○中川委員長 これより会議を開きます。

農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案、

農業信用基金協会の一部を改正する法律案を一

括して議題といたします。

両案について、それぞれ補足説明を聴取いたし

ます。森本農林局長。

○森本農林局長 農業近代化資金助成法の一部を

改正する法律案につきまして、提案理由説明を補

足して御説明申し上げます。

まず第一点は、果樹その他の永年性植物及び乳

牛その他の家畜の育成に必要な資金で政令で定め

るものを農業近代化資金に加えるための第二条第

三項の改正でございます。

農業近代化資金は、農業者等の資本整備の高度

化と経営の近代化に資するという観点から、現在、

農舎、農機具等の農業生産に関連する施設資金の

融通を行なうこととなっております。家畜飼養

農家及び果樹等栽培農家につきましても、畜舎、

畜産用機具、病害虫防除用機具等の施設にかかる

資金のほか、家畜の購入または果樹等の植栽に必

要な資金のみの貸し付けを行なっているところで

あります。

しかしながら、家畜飼養農家や果樹等栽培農家

におきましては、施設整備に多額の資金を必要とす

るばかりでなく、生産手段たる家畜及び果樹の育

成過程において飼料費、肥料費等に多額の現金支

出を必要とし、しかもこれらの育成経費に充てる

ための資金は、中期にわたる育成期間を経過して

初めて回収し得るという性格を有するものである

ため、この間の農家の償還負担を可及的に軽減す

る必要があるものであります。また、このような育

成資金は、生産家畜や果樹等の固定資本の形成と

密着して必要となるものであり、資本整備の高度

化をはかるという農業近代化資金制度の目的を達

成するためには、家畜の購入資金または果樹等の

植栽資金にあわせて、これらの育成資金を円滑に

供給することが必要であると考えられるのであり

ます。

このような観点から、今回、家畜飼養農家及び

果樹等栽培農家の資本整備の高度化という要請に

こたえるため、資金需要に即して、搾乳牛等の生

産家畜の育成に必要な資金及び果樹その他の永年

性植物の育成に必要な資金を農業近代化資金に加

えることとした次第であります。

は、生産家畜の育成資金の場合には、家畜の購入

資金に準じ償還期限五年以内、うち据え置き期間

二年以内、果樹等の育成資金の場合には、果樹等

の植栽資金に準じ償還期限十五年以内、うち据え

置き期間七年以内としたしております。

なお、貸し付け限度額につきましては、現行の

貸し付け限度額の規定を適用し、施設資金と合わ

せて、協業経営の場合一千万円、個別経営の場合

は二百万円、知事の特別の承認のあった場合五百

万円といたす所存であります。

第二点は、償還期限及び据え置き期間の延長を

行なうための第二条第三項第二号及び第三号の改

正でございます。

現行制度におきましては、償還期限及び据え置

き期間は、それぞれ十五年及び三年の範囲内で資

金の種類ごとに政令で定められていたところであ

ります。

しかしながら、昭和四十一年度から、農村及び

農業者の環境の整備を推進するため、政令改正に

よりまして、農協病院、農事放送、簡易水道等の

農村環境整備のための共同利用施設資金を融資対

象に加えることとしておりますが、これら資金の

うちには、その施設の種類によつては、現行の償

還期限では必ずしも実情に即さないものがあると

考えられます。また、果樹等の植栽資金及び育成

資金につきましても、その育成期間に比較し長期

を要するため、現行の据え置き期間では必ずしも

十分でない面があるのであります。

このため、今回、この償還期限の限度を十五年か

ら二十年に延長するとともに据え置き期間につ

きましても、三年から七年に延長することとした

次第であります。

第三点は、農林中央金庫が行なう農業近代化資

金の貸し付けについて政府が直接利子補給を行な

う制度を設ける等のための第三条の二及び第三条

の三の規定の新設でございます。

農業近代化資金の利子補給は、従来すべて都道府県がこれを行ない、これに対して政府が補助するという方式をとっていたところであります。しかしながら、最近において農業の資金需要は年々大口化しつつあり、特に企業的大規模経営や業務区域が二府県以上にまたがる農業を営む法人等の施設または全段階における連合会の共同利用施設等にかかる大口の資金需要につきましては、農業協同組合または信用農業協同組合連合会の貸し付け及び都道府県による利子補給という従来の方法よりがたい面がありますので、かような場合には、全国的機関たる農林中央金庫がこれらの機関の貸し出し能力を補充して積極的にその貸し出しを推進するとともに、政府がその貸し付けにつき直接利子補給の措置を講ずることが適当であると考えられるのであります。このような観点から、政府は農林中央金庫が行なうこのような農業を営む法人や所属団体等に対する貸し付けにつき直接利子補給金を支給する旨の契約を同金庫と結ぶことができることとし、この利子補給金の支給年限、利子補給金額の限度等につき所要の規定を設けることとした次第であります。

なおあわせて、農林中央金庫が行なう農業近代化資金の貸し付けにつきましては、現行農林中央金庫法第十五条の二の規定による主務大臣の認可を受けて十カ年以内の貸し付けという制限を緩和することとしたしております。

第四点は、貸し付けの相手方に法人格を有しない団体を加えるための第二条第一項第四号の改正でございます。

先ほど申し上げましたように、昭和四十一年度から、農村環境整備のための資金を融資対象に加えることとしているところであります。このようない環境整備資金の実情に即した融資を推進するため、今回新たに、法人格を有しない団体で一定の要件を備えているものを共同利用施設資金の貸し付けの相手方に加えることとした次第であります。

以上 法律上の改善措置について御説明申し上げましたが、来年度におきましては、これらの措置にあわせて、融資ワクを八百億円に拡大するとともに、貸し付け金利につきましても、一般施設資金及び共同利用施設資金の金利を五厘ずつ引き下げることとし、借り受け者の負担の軽減をはかり、農業近代化資金の一その伸長を期しているところでございます。

以上、簡単でございますが、本法律案及びこれに関連する主要な問題についての補足説明を終わります。

農業信用基金協会の一部を改正する法律案につきまして、提案理由説明を補足して御説明申し上げます。

まず農業信用保険協会組織に関する第三章第一節の規定の新設について御説明申し上げます。

第一に、農業信用保険協会の設立および会員についてであります。

同保険協会は、會員たる資格を有する者十五人以上が発起人となり、創立總會を開く等協會設立のための事務を行ない、主務大臣による設立の認可、設立の登記等所要の手続を経て成立することとしたしております。その設立手続等につきましては、農業信用基金協会の設立に関する規定を準用いたしております。

保険協会の会員たる資格を有する者は、農業信用基金協会及び農林中央金庫とし、その加入および脱退は任意としたしております。また、会員の有する議決権は、第七十一条の規定により各一個としておりますが、同条ただし書きの規定により、出資の額が政令で定める額以上である会員に対しては、その出資金の額に応じて政令で定める基準に従ひ、定款で定めるところにより、二個以上の議決権を与えることができることとしたしております。これは、農業信用基金協会の場合と同様に、会員一人当たり各一個及び出資一口当たり一個の議決権を与えることとしたしますと、農林中央金庫のように他の基金協会に比べて相対的に多額の出資を行なう会員の発言権だけが特別に強大にな

るといふことを避けるためのものだと思います。

なお、会員の出資、持ち分の譲渡、加入及び脱退等につきましては、おおむね基金協会の規定を準用いたしております。

第二に、保険協会の業務についてでございます。

保険協会は、農業近代化資金の融通を円滑にすることを目的として、一、保証保険及び融資保険並びに二、農業信用基金協会に対する貸し付けの業務を行なうこととしております。

保証保険と申しますのは、農業信用基金協会が行なう農業近代化資金にかかる債務の保証についての保険でありまして、今回の制度改正の主眼目をなすものであります。また融資保険とは、農林中央金庫が行なう農業近代化資金の貸し付けについての保険でございます。

なお、農業信用基金協会に対する貸し付けの業務は、各基金協会の農業近代化資金にかかる保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金及びその履行を円滑にするために必要な資金を低利で融資するものでありまして、この貸し付けにより、各基金協会の保証機能の拡充とその経営基盤の強化に資することを期しているところであります。

第三に、保険協会の財務及び会計に関する事項でございます。

保険協会は農業信用基金協会及び農林中央金庫が会員となり、その出資によって設立される自主的な機関ではありませんが、その行なう事業の公共性に着目いたしまして、特に政府が同保険協会に對し、保険金の支払い及び貸し付けの財源に充てるため、交付金を交付することといたしております。四十一年度における政府の交付金といたします。しては、保険事業における保険金支払いの財源に充てるべきものの四億円、貸し付けの事業における貸し付けの財源に充てるべきものの四十億円を予算に計上いたしているところでございます。

なお、保険協会は、保険事業に関して保険準備資金を、融資事業に関して融資資金を設けるものとし、保険準備資金にあつては、会員からの出資

金及び保険金支払いの財源に充てるべきものとして政府から交付された交付金の額をもってこれに充て、融資資金にあつては貸し付けの財源に充てるべきものとして政府から交付された交付金の額をもってこれに充てることとしたしております。なお、これらの資金は、いづれも保険協会の損益計算上の損失を埋める場合を除いては、取りくずしてはならないものとしたててございます。

その他、利益及び損失の処理、責任準備金の計算とその積み立て等についても、所要の規定を設けております。

第四に、保険協会の管理に関する事項でございます。

まず、定款の変更、業務方法書の変更、事業計画の設定及び変更につきましては、総会の議決事項とし、主務大臣の認可または承認を受けなければならぬこととしております。また、収支予算の設定及び変更についても、同様に主務大臣の承認を受けなければならぬこととしております。

保険協会の役員は、定款で定めるところにより、総会において選任することといたしますが、その選任にあたっては、主務大臣の認可を要することとなっております。その他、定款の記載事項、規約、役員の定数、総会の招集等保険協会の管理に関する事項につきましては、おおむね現行農業信用基金協会に関する規定を準用することといたしております。

その他、保険協会の解散及び清算並びに行政庁による監督につきましても、所要の規定を設けております。

次に、農業信用保険協会が行なう保証保険及び融資保険について、保険契約の締結、保険関係の内容等に関して定めております第三章第二節及び第三節の規定について御説明申し上げます。

まず、保険契約の締結に関する第七十八条の規定についてでございます。保険協会は、毎事業年度、基金協会を相手方として、基金協会が政令で定める額以上の額の農業近代化資金の貸付けに

つき保証をした場合には、当該保証をしたことにより、また、当該政令で定める額未満の貸し付けにつき保証をした場合には当該保証をしたことを保険協会に通知することにより、その保証につき、保険協会と基金協会の間に保険関係が成立する旨の契約を締結することができることとしたしております。これは、基金協会のリスクの軽減に資するため政令で定める額以上の比較的大口の貸し付けにかかる保証については、基金協会が保証をすれば当然に保険関係が成立する包括保証とし、当該政令で定める額未満の小口の貸し付けにかかる保証については、基金協会の選択により保険関係が成立する選択保証とする趣旨のものでございます。なお、保証保険の保険関係においては、基金協会が借り入れ金につき保証をした金額を保険価額とし、基金協会が借り受け者にかわって行なう借り入れ金の全部または一部の弁済を保険事故とし、保険価額に百分の七十を乗じて得た額を保険金額としております。

次に、基金協会が支払うべき保険料の額は、保険金額に政令で定める率を乗じて得た額とし、具体的には、貸し付け利息の徴収方法と同様に、年々の保証残高に、年〇・三〇程度の保険料を徴収する考えであります。

基金協会が代位弁済をした場合には、保険協会から保険金の支払いがなされることとなりますが、その保険金の額は、基金協会が代位弁済をした借り入れ金の額から基金協会が保険金の支払いの請求をするときまでに借り受け者に対する求償権を行使して回収した金額を控除した残額に、百分の七十を乗じて得た額としております。

また、保険金の支払いを受けた基金協会は、その後代位弁済に基づき借り受け者に対する求償権を有しておりますので、保険金の支払いの請求をした後にその求償権を行使して債権を回収した場合に、その回収金の額に百分の七十を乗じて得た金額を保険協会に納付しなければならぬことといたしております。

なお、農林中央金庫の貸し付けについて行なう

融資保険につきましては、おおむね同様の規定を設けております。

改正の第三点は、保険協会が基金協会に対する貸し付けを行なう制度を設けることに伴い、基金協会の当該借り入れ金についての管理方法を定める第九条の二の規定の新設でございます。

従来、基金協会は、会員からの出資金、準備金の繰り入れ金等を代位弁済に充てるための基金として、預金、金銭信託等流動性のある形態で管理していたところでありましたが、今回、先ほど申し上げましたように、基金協会の保証機能をさらに拡充強化するため、保険協会から基金協会に対し、資金の貸し付けを行なうこととし、基金協会は、自己資本たる基金のほか、この借り入れ金についても、代位弁済に充てるための財源として、従来

の基金と同様に流動性のある形態で保有しておかなければならぬこととした次第であります。

なお、この保険協会からの借り入れ金をもって管理する資金は、このような特別の役割をになうものでありますので、その使用については、代位弁済及び保険協会への借り入れ金の償還に充てる場合のほかは、特に主務省令で定める場合に限り使用することができるとしております。

以上がこの法律案による改正の重点でございますが、このような改正による新たな制度の内容に即し、法律の題名を農業信用保証保険法と改めるとともに、関係規定につきましても、所要の整備を行なうこととしております。また、附則におきましても、農業近代化資金助成法等関係法律の規定に所要の整備を行ない、また保険協会に農林中央金庫の所屬団体たる資格を与えるほか、登録税、印紙税、地方税、所得税及び法人税につきましても、税制上の優遇措置を講ずる等所要の規定を設けることといたしております。

なお、以上の改善措置のほか、法律改正事項ではございせんが、債務保証制度の改善措置の一環といたしまして、基金協会の債務保証の限度率の引上げの措置を講ずることといたしております。

従来、基金協会が行なう債務保証の限度は、貸し付け額の八〇％以内としていたところでありましたが、今回、これを原則として一〇〇％、例外の場合には九〇％に引き上げることとし、さらに一そ

う借り受け者の受信用力の補完と融資機関のリスクの軽減をはかり、農業近代化資金の円滑な融通を期したいと考えている次第であります。

簡単でございますが、以上をもちまして本法律案及びこれに関連する主要な問題についての補足説明を終わります。

○中川委員長 以上で補足説明は終わりました。

○中川委員長 次に、漁船損害補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。湯山委員

○湯山委員 漁船損害補償法の一部を改正する法律案につきまして、若干御質問申し上げます。

それに先立ちまして、これとの関連もござい

ますが、昨日陳情のありました備瀬瀬戸特定水域でございまして、これらによる漁業の被害が陳情され

ましたわけでございますが、あるいは政府のほうに御存じのように、この問題は、従来おとりにな

っているように単に県を通して調査されたものでは、なかなか実態がつかみにくいというよう

な事柄もあるかと思っております。そこで、早急に農林省のほうで、あるいは水産庁のほうで、直接現地に

ついて御調査願うのが至当だと思いますが、そのよう

な措置をおとりいただけるかどうか、まずお伺

いたしたいと思います。

○丹羽政府委員 湯山先生がたまたま御指摘にな

りました点につきましては、昨日私も現地から

の陳情を拝聴いたしました。これは御承知のとおり、運輸省の工事で、実際に神戸にござい

ます運輸省の出先がやっております工事でござい

ます。その工事によりまして、浮士、流れましたところが

養殖の真珠母貝及び魚類の養殖に損害を及ぼした

ので、この補償問題についての陳情でございます。

公共事業でございますので、知事と運輸省との間

で着工前に契約が行なわれておるわけござい

ます。漁業権の一時停止あるいは取用等につ

きまして、公共補償の契約が進んでおりました

て、工事進行によりまして真珠母貝及びその他の養殖漁業の損

害の問題は、その実態に応じて補償する、こうい

う話し合いになっておるよう、昨日県について

調査しましたところ相なっております。

そこで、いまの御質問は、調査をすぐするか

ということでございますが、私どもの考えいたし

ましては、漁民の代表である知事と運輸省との契

約が行なわれております。それから私のほうは、

すでにさきに県の依頼等もございまして、内海

水研及び真珠研究所で被害の調査につきま

す。県の指導をやっております。一方、運輸省の神戸

にございまして第三港湾建設局、これも大学その他

に依頼をいたしておる現状でございます。問題は、

浮士による被害の総体、相当因果関係等非常に複

雑な問題でございますので、のっけ本省からそこ

に調査に行くということでも適当でないと思

いますので、これは運輸省と県とのほうで、事前

に三者で問題を整理いたしまして、必要に応じ問

題点によりまして、水研がいいか、役所がよろし

いか、運輸省と一緒に見るかという、いろいろの

問題がございまして、お答えをいたしましては、

昨日のお話でございますので、運輸省港湾局と県

とタッチしております内水研等と話し合いを一応

いたしまして、その内容によりまして調査の形を

きめたい、かように思います。

○湯山委員 この問題は、御存じのように、これ

に伴う県議会の汚職等も出ておりました、県とい

うのは、非常に微妙な立場にあるのではないかと

思いますから、その辺も御考慮の上で、ただいま

長官のおっしゃったように、御善処を願いたい

と思います。

続いて、この法律の中に入るわけでございます

が、運輸省あるいは郵政省、電電公社の方々、経

緯を聞いていたかかないと、お尋ね申し上げたことが、何のためにそういうことを聞くのかおわかりいただけないかと思ひますので、ひとつごしんぽういただきたいと思います。

今回改正された中で、百三十二条の中の二号、六号、特に二号についてお尋ねしたいと思ひますが、二号では、漁船の「損害の発生を予防及び防止に關する事項の調査、指導及び助成」ということが規定されております。つまり、漁船保険中央会の事業に対して十二億の交付金が出る。その交付金のこれは運用益というように解釈しておりますが、それにも誤解があるかもしれませう。ともかくも運用益を中心とするもので助成をする、こういうことでございしますが、来年度これに使われる金額は一体どれくらいを御予定になつておられるのか、その財源は運用益によるのか、あるいは他の財源もそれに入るのか、まずそこからお尋ねしたいと思ひます。

○丹羽政府委員 お答え申し上げます。

いま御指摘のとおり、漁船損害補償法の百三十二条を一部改正いたしております。改正の内容は、在来から中央会は、定款の定めるところによりまして、損害の発生を予防及び防止に關する事項の調査及び指導ができることに相なつておりますが、今回の改正は、それに加えて、助成ができるという形の改正でございます。

そこで、まず御質問の第一点の、今回の改正は、十二億円を特別会計から中央会に交付いたしますから、その十二億円は元本として預託いたさせまして、利子八千四百万円程度見込んでおりますが、その利子の範囲内において八千四百万円、これは平年度でございますが、これをいろいろの事業に使うという考え方でございます。

そこで、どういふふうに使ふかというところは、先般もお答え申しましたとおり、中央会が今後理事會を開きまして、案をつくりまして、農林大臣の承認を受けるわけでございしますが、考え方としては、一つは、一番大きくは、海難防止のために施設の補助をやりたいと考えております。

それはたとえ救命ブイをつけるように義務づけられておられるわけでございしますが、救命ブイの発信がございまして、受信施設がなければ意味をなさない。したがって、救命ブイの受信施設のない漁業無線局に受信施設をつけさせる。それから救難作業のために、現在船の救難に出ました際に、船が見つかりますればその相手からお礼をもらえますが、見つからない場合にはなかなか方法がないというような場合に、これも見つからなくてもさがさなくてはならないので、そういうものに対する報償作業費の事業、それから保険事業でございますから、なるべく無事故がいいわけでございます。それで、無事故の者につきまして報償金を出します。それ以外に、いま問題になつております漁船保険推進事業といたしまして、いま御指摘がございましたもに關連するわけでございしますが、海難防止に關する調査及び研究機關への助成、それから乗組員組合の教育指導等を考えておられるわけでございします。

どのくらいのことを考えておられるかというわけでございしますが、それは先ほども申しましたとおり、目下団体で作業検討中でございますが、一応私どもがこの予算編成の段階におきまして考えましたものといいたしましては、試験研究と委託の問題については、先ほど申しましたものが大きな金になりますので、具体的に金何百万円という形にはまだ積算しておりません。

○湯山委員 詳細な御説明をいたしてよくわかりました。いまの点は、先般の松井委員の質問でもちよつと落ちておつたかと思ひますので、お尋ねした次第ですが、松井委員の質問の中で、この漁船保険が出るのがおそいとか、額においても必ずしも民間よりも有利ではないと、いろいろ御指摘がありました。今回の調査、ことにそういう助成等をつけた調査という中には、制度自体の調査を何か機關を設けておやりになるという構想も含んでおられるわけでございしませんか。

○丹羽政府委員 漁船保険制度は、制度といたしまして非常に整備いたしまして、それから保険収支も今回余裕金を外部に出すほどにうまくできました。制度そのものを根本的にいまの段階において調査しなければならぬという点は私も感じておりますので、漁船保険制度の体系なり仕組みを調査することについては、この事業では考えておりません。

○湯山委員 そういふ点については、別に機關を設けて調査する、研究するといふようなことはお考えになつておられない、こういうことでございすね。

○丹羽政府委員 さうでございます。

○湯山委員 そこで、いまの点は、またあとでありますが、いま時間があれば触れさせていただくことにいたしまして、内容の改善がなされていくということとは非常に私もいいことだと思ひます。さらにこの保険の趣旨が徹底していくということも非常にいいことだと思ひます。ただ問題は、そういう保険が普及すればするにつれて、百二条が問題になつてくるのではないかとお尋ねしたいと思ひます。百二条と申しますのは、法令に違反して航行しておる、あるいは操業しておる、そういう場合に生じた損害については、全部または一部免責になつておる、つまり、支払わなくてもいいという規定になつております。そこで、これは漁業法の違反もあるでしょうし、その他いろいろな法令に違反する場合もありますが、私がきょう特にこれについてお尋ねしたいと思ひますのは、海上衝突予防法に触れた場合、それから公衆電気通信法に違反した場合、この二つの法令違反についてはいろいろ疑義もございしますので、これを中心にきょうはお尋ねをいたしたいと思います。

もちろん、念のためでございますけれども、いまの漁船に損害があった場合、これら二つの法律に触れておつても、やはり本法百二条の第一項が中心と思ひますが、この免責事項は適用されるといふことになるでしょうか、いかがでございしょうか。

○丹羽政府委員 漁船損害補償法の百二条に「事故による損害が、法令に違反して航行又は操業した場合に生じたとき」とあります。航行のほうは、

船舶安全法なり海上衝突予防法なり、これに基づく法令なりの法令違反を含みますし、それから操業でございますから、漁業法なり水産資源保護法あるいはその他の法令で漁業の操業を禁止、制限いたしておりますものは、ここにいう、法令に違反して航行または操業したケースに相なります。ただ問題は、損害の補てんでございしますから、法令の違反があれば必ず全額または一部の免責が行なわれねばならない、あるいは行なわれるということではございません。たとえば航行の問題等に關しましては、具体的にやはり船舶の運航なり退避の態様なりによりまして、過失の問題の認定の關係もいろいろございします。デリケートでございますから、法令に違反しておれば必ず免責になるといふわけではございせんが、法律論としては、法令違反を含むかといへば、いま先生のあげられましたものは、法令の違反に操業の面があるいは航行の面が含まれます。

○湯山委員 長官のただいまの御答弁で若干違ひますのは、海上衝突予防法も、航行だけではなくて、操業も含んでおる。これはひとつ御理解願ひたいと思ひます。

そこで、ケースによつていろいろ違ひ面もあると思ひますけれども、ともかくも原則としては、これらの二つの法律にも違反しておるといふことが明瞭な場合は、当然この百二条の対象になるといふことが明らかにされたので、統一してお尋ねをいたしますが、この二法によつて免責をされた、つまり、海上衝突予防法の特定水域航行令、これによつて免責された、つまり、保険金が支払われなかつた、補てんされなかつた、あるいは公衆電気通信法の施行令の保護区域、その区域でそういう事故があった、そういうのが、この法令に違反しておるといふ理由のもとに保険金が支払われなかつた、免責事項の適用を受けた、そういう例がございしますでしょうか。

○丹羽政府委員 私もその点を苦にいたしまして、昨日も調べてみたわけでございしますが、全部過去にさかのぼつて徹底的に調べたわけではござい

せんが、ないようでございます。一番新しい例としては、特定水域航行令の退避地域で追突がございました件でございますが、これは追突でございます。先ほど申したとおり、ぶつかった船の航法の問題、あるいは退避する船の航法の問題等の関係から、免責はしないという処理を行なったのが、ごく新しい例でございます。

○湯山委員 いま長官のおっしゃったとおり、法令によって免責がされなかったよりですけれども、理由がどういふ理由か明瞭ではございませんが、追突をした船のほうはただちに警告にとどまらなければならないことを聞いております。ですから、必ずしもそういうことが考慮されなかったということも言い切れない。保険の面は別として、そういうことが配慮の中にあつたのじゃないかという懸念もあるわけです。

そこで、今度の改正によって、さらに法令の指導、そういうものが徹底していくことになるれば、いまのような問題も、従来ともすれば、私の調べた範囲では、うやむやと申しますか、事実の認定があいまいで過ごされてきたものが、今度ははっきりしてくる。そうすると、適用の例も将来出てくる可能性もあるんじゃないかというように、なことも考えられますので、さらにその内容についてお尋ねを申し上げたいと思います。

これは運輸省のほうへお尋ねいたしたいと思うのですが、昨年の七月に浦賀水道を特定水域に指定されようとなされたのですが、沿岸漁民が反対をして、その指定ができなかった。それはなぜかという、関係漁民としては、特定水域に指定されることによって、操業が非常に制限を受ける。つまり、他の水域においては、衝突予防法によって操業中の漁船のほうには退避の義務はありませんけれども、特定水域においては、一般船舶の進行して行く場合に、操業してある漁船のほうには退避をしなければならぬ。逆の関係になっております。そうすると、これは重大な問題だということ、漁民が反対をして、現在なお指定されないで、そのままになっていることを聞いております。

すが、その間の経緯はどうなつておるのでしょうか。

○亀山政府委員 昨年、特定水域航行令全体についての再検討を航行安全審議会に御検討願つたわけでございます。その際に、浦賀水道につきましても、最近の海上交通の激増あるいは現実には起つた衝突事故等にかんがみまして、船舶側から特定水域に指定をするということについての強い要望があつたのは御承知のとおりでございます。それに基きまして、しかしながら、仰せのとおり、漁業との利害の調整ということはきわめて大事なことでございますので、これは水産庁とも協議いたしました。やはり関係漁業者の納得を得る線できめたい、航路の特定水域の幅、長さ等について、十分納得のいく線できめたいと思つて、非常に熱心に、あるいは果の水産課、あるいは漁業組合の方々と当方でお話し合いをしたわけでありまふけれども、なかなかお話し合いがつかないという事情で、これを直ちに指定することができないという状況で、今日に立ち至つておるわけでございます。

○湯山委員 そういふときに、いまの漁船の損害保険、もし操業中の船が退避しないで事故を起こした場合、いまの損害の補てんが行なわれないうというふうなことも御考慮に入れて、お話し合いになられたでしょうか。

○亀山政府委員 一般に海難の場合に、これは漁船保険に限らず、漁船保険は私詳しくございませぬけれども、通常の保険約款では、明らかに重大な過失あるいは故意によつて海難が生じた場合に、保険会社が保険金を支払わないというの、通常のすべての保険に通ずる原則であるわけでありまふ。この場合、特定水域における一般船と漁船の衝突事故の場合がお話であらうかと思ひますが、実際問題としては、この海上衝突予防法は、御承知のように、国際海上衝突予防規則をそのまま条約の批准の関係で引き写したものでございませぬ。しかも、普通の取り締まり法規と違つて、すべての条文にわたつて罰則はございませぬ。しかも、ある

いは法律の二十六条という点で、一般航法に

ては、仰せのように、特定水域においては、漁船中の漁船が他の船舶の航路を妨げないようになり、普通の場合と反対に規定してあるのでございます。それだから、一般船は特定水域においては常に権利船である、どんな状態のものにおいても漁船に突つかけてよろしいということではございませぬので、二十七条等におきましては、切迫した危険を避けるためにこの航法によらないでいいのだ、さらに二十九条においては、要するに、船員として当然やるべきこと、衝突を避けるために当然とすべきことをとらなかつた場合においては、この法律の規定があるからといって責任は解除されない、この法律にこう航法が書いてあるから、自分のほうが避ける余裕が十分あるにかかわらず、むしろ漁船のほうに避けにくいという一般的な状況のもとにおいて、ぶつけてもかまわないのだということでは決してない。やはりぶつけたほうが悪いのだ、こういうことで、ある意味でいいますと、法律としては、陸上の交通法規と違ひまして、海上の事情は一律に割り切れない面がございませぬので、そのために実際問題としては、海難審判によつてその間の事情を専門的に詳しく調べて、どちらに過失があつたかということが判断されるわけでございます。

いまの点を考慮に入れて漁業者との話し合いをしたかということでございますけれども、私どもが特定水域にする場合には、そういう問題は、一般の民事上の損害賠償の問題は、常に漁船側の過失と判断される、原則によれば漁船側が義務船でございませぬから、むしろ逆の証拠を示さない限り、漁船の過失とされるというふうなことで、漁業者側が強い反対をしました。その点については、私どもも十分承知をした上で話し合いをしたわけでございます。

○湯山委員 そこで、重ねてお尋ねをいたしますが、現在指定になつてゐるのはどこか、あるいは七月改正のときに、航行安全審議会のときにさらに追加して指定なさうとした区域があれ

ば、それもひとつここで明らかにしていただきたいと思ひます。

○亀山政府委員 現在特定水域として指定されておりますのは、備後瀬戸、それから来島海峡、釣島水道及び瀬戸内海の狭い水道のうちで、いわゆる掃海水道として指定されておるところ、この四つが現在特定水域航行令で定められております特定水域ということになっております。それから新たに昨年追加しようと思つたかというのは、追加のことが論議になりましたものは浦賀水道でございます。

それから現在特定水域になつておるものうちで、運輸大臣が告示で指定する掃海を完了した瀬戸内海の狭い水道、つまり掃海水道につきましては、むしろ瀬戸内海はほとんど全面的に掃海が完了してありますので、特に区域を指定してそこだけが掃海が完了しておるという趣旨の特定水域は、もうやめていいのではないかとさういふふうには考へておるわけでありませぬ。そこで、そのとき審議会の答申は得られませんでしたけれども、事務当局の意見としては、掃海水道というものは一応この形に指定することはやめて、必要のあるところを特定水域に指定すべきではないか、こういう検討を審議会にお願いしたのでございませぬけれども、それについては、現在の掃海水道を廃止するといふ前提に対して、非常に強い反発がございませぬ。現在のところ、まだ結論を得るに至つていない、かような状態でございませぬ。

○湯山委員 昨年の七月の航行安全審議会では、いまのような答申があつて、それでなさうとしたけれども、それができなかった、こういうことでございませぬ。結局なさうとしたことができないやつたといふことは、運輸省としては、現在特定水域といふものは、実は実情に合わない点があるんだといふことをお認めになつておられるわけですね。これはいかがでしょうか。

○亀山政府委員 仰せのとおり、浦賀水道は特定水域にする必要があるのではないか、それから掃

海水道として告示してあるものも、全部このまま残す必要はないのではないかという考えは持つておられます。しかし、それについての関係者及び学識経験者を集めた審議会の意見というものは、あるいは具体的に審議を離れて、それに直接の利害関係を有する漁業関係あるいは船舶航行に当たる方に対して、その考えを一方的に押し切つてやる、ただ指定をするというだけではいけないので、指定をしておりませんけれども、必要性は十分感じておりますので、むしろ現在の特定水域航行令、これは古くからやっておるものでございまして、これは船舶の交通量が非常にふえてきておる。それから非常に大型化してまいつておるというふうな実情、それから漁民の生活権と申しますか、権利というものを対する考え方、実は戦前とは相当変わつてきておる。これは国民一般の問題でございまして、そういう両方の事情から考えてみますと、むしろ抜本的に——いままで政令で特定水域を指定して、その中では単に避航義務が課せられるだけだ、漁業を禁止してないから、何ら漁業者に対しては措置する必要はないんだという考え方、単なる交通のルールだけだという考え方、いままできておりますけれども、もちろん、船舶の交通安全というものはきわめて重大でございまして、重大であると同時に、漁民の権利というものも、これは簡単に侵すべきものではない。その利害の調節をはかるためには、従来の方式でいいのかわるか、むしろ根本的に考え直す必要があるのではないかと、かように考えて、その問題についても航行安全審議会の意見を聞いておるところでございまして。

○湯山委員 いづごろ結論が出る御予定ですか。
○亀山政府委員 この基本的な問題は、実はこれはいささか私見にわたりますけれども、特定水域において漁業を制限することについての補償の問題がどう考えられるか、むしろある程度補償を行なつて、必要な最小限度の水域については、漁業の制限をいまいきびしくする。いまはただ交通上のルールとして一方が避けるということだけだ

から、これは漁業権の侵害ではないという考え方になっております。その考え方自体に問題があるんじゃないか。むしろ、非常に交通の激しいところでは漁業をやめてもらう。あの網を使うような漁業は一切やめてもらう。そのかわり補償をするという、つまり、法律なり何なりではつきりと漁業に対して制限をするんだというたてまえを打ち出して、その上で補償をするという考え方があつて、その上でこれは私見でございまして、その考え方をい出して、審議会の御審議を待つておるというところをございまして。

○湯山委員 審議会の結論がいつごろ出る見込みですか。
○亀山政府委員 それは、私どもは、なるべく早い機会に基本的な考え方についての御答申を得て、具体的な作業に入りたい。具体的な作業については、実は昨年御指摘の七月ごろの審議会で、相当問題の所在は、具体的な地域についてはつきりしておりました。考え方がはつきりいたしましたれば、これは当然予算の問題にからんでまいります。来年度からでもやりたい。したがつて、来年度と申しますのは昭和四十二年度の意味でございまして、私どもは、ことしの、四十一年度内に考え方をはつきりさせていただきたい、かように考えております。

○湯山委員 いま御答申の基本的な考え方については、それが具体的にどうなるかによつてまた賛否もあらうと思ひますけれども、そういう方向については、基本的に検討の必要は私もあると思ひます。ただ、現在の実情が、非常に古くきめたために漁民に迷惑をかけているという事実は、率直にお認めになつていただきたいと思います。現に新たに漁業水道を指定しようというときに、一番大きな問題は漁業者の反対。ですから、現在指定されているいまの釣島水道にしても、あるいは来島海峡にしても、これはいま新たに指定するといへば、私はおそらく漁業水道と同じ結果になるんじゃないかというふうに思ひます。備瀬瀬戸は、先ほど勢頭を申し上げたように、非常に複雑な、

もっと端的にいへば、妙な問題がからんでおります。何とかかつかうことがつたようになっておりますけれども、これだつて決してつきりしてはいないと思ひます。そこで、当然いまのように航行についての制限、漁務についての制限を設けるとすれば、その区域が最小限度必要だと私も思ひます。航行安全の上から非常に大事なことになる。その指定の区域というものは必要最小限度でなければならぬ、このように思ひますが、これはいかがでございましょうか。

○湯山委員 仰せのとおり、特定水域では漁船に対する航法の制限がございまして、その意味で最小限度でなければならぬということでございます。昭和四年からこの制度になつておるわけ、その当時と比べて、先ほど申し上げましたように、最近船舶の通行量はおよそ百倍にもなつておる。しかも船舶の型は、最近のように十万吨をこえる船舶が航行しておる。さらにはスビードも非常に上がつておる。だから、私どもは、来島海峡、釣島水道については、あそこの自然的条件から見て、あれ以上に縮めるといふことは、むしろ船舶の往來に危険が生ずるんじゃないかと、むしろに考えております。ただ、それでは具体的な、このところはどうか、このところはどうかだということになります。これは多少がまがでる——大体海図の上で特定水域というものをはつきりさせるために、はつきりした目標を立てて、その線を結ぶ海域というきめ方をしております。これは海上のようなくまなくを建てることではございせんので、ある程度明確な目標、だれでもわかる目標をつないだ關係上、あるいは——ことに西側の出口の近辺は、さらに精細に見れば、特定水域からはずいともいいところがあるかも知れませんが、それはひとつ具体的に検討させていただきたい、このように考えております。

○湯山委員 特に御指摘申し上げたいのは、いま、昭和四年以来のことだから、交通量もふえた、

そういう理由で、その裏を返してみると、もっと拡大したいというふうな意味の含みがおありになるんじゃないかと思ひますが、私はあまり実情に合つていないと思ひます。この図は来島海峡ですけれども、船の通つておるのはほとんど赤い区域です。ところが実際は、この海岸まで、砂地のきつまで指定になつておるのです。このように必要は毛頭ないわけで、これだと、全く漁船はこんな陰へ入つていても、砂の上に岸へくつつけていても、やはりこの特定水域の中にあるという、さつきの避航の義務があるという理屈になるので、これは全く理屈に合わないことではないでしょうか。どうでしょう。

○湯山委員 水面を指定しておる關係で、陸岸のぎりぎりのところまで一応指定になつておりますが、そういうところは船舶の航行が普通はございせんので、この陸岸ぎりぎりの浅いところでは普通の船は通れません。ごく小型の船が通れるのみが通れるわけですね。そういうものについては、当然漁務しておる漁船に避航の義務はございせん。櫓かきを持って歩く端舟等については、避航の義務は、漁船側が動力船であればございせん。したがつて、特定水域に入つておるということから直ちに全部の船舶に対して避航義務があるというわけではないのでございまして。それから、もう少し普通の船が通れる地域で、まん中の本船の通る水域からはずれておるところまで特定水域になつておるではないかと、このことではございまして、むしろまん中の幅一海里ないし二海里のところは大型船舶の航路でございまして、そこはすべて小型の船が入ることは非常に危険であるといふことで、小型船舶はそまんの水路を避けて、その外側を航行しておる。小型船と申しても、五百トン、六百トンの船でございまして。機帆船、小型鋼船といわれるこれらのものも、やはりその水域においては地形上非常に航海が困難である、そういう意味で、特定水域の幅が大型船舶の航路よりも広くしてある、かような事情でございまして。

○湯山委員 特に御指摘申し上げたいのは、いま、昭和四年以来のことだから、交通量もふえた、

○湯山委員 その幅がそれより若干広いというの
はわかりません。しかし、来島海峡にしても釣島水
道にしても、目標がないために大ざっぱにとると
いうような条件の場所ではないのです。小さくても
うんと目標があるわけですし、これだけ島があ
り、半島があり、目標物にこと欠かない。島かと
見ればみさきなり、みさきかと見れば島なりとい
うような場所ですから、そういうところについて
は、これだけ大ざっぱな指定をするというのは、
指定そのものの権威もない、こう私は実情を見て
思うわけです。

〔委員長退席、田口（長）委員長代理着席〕

先ほどお話のあったように、そういうところから、最近の大型タンカーなどが通ると、その波
で係留しておる漁船が被害を受けた、これもお聞
き及びのとおりだと思います。そこで、そういう
不合理なものについては、早急に区域の変更をさ
れるということが至当だと思います。その点はいか
がですか。

○亀山政府委員 先ほど申し上げましたように、
決定した当時と今日の事情と異なるということ
を頭に置きまして、さらにいま御指摘の両水道につ
きましては、こまかく具体的に検討をさせていた
だきたい、かように思います。

○湯山委員 えらい失礼なことを申し上げますけれど
も、七月の改定の際にはある程度案をお持ち
だったと思うのです。そこで、これらのものが、
浦賀水道がでなかったからというので、その巻
き添えを食って、当然改められるべきものが改め
られなかったという解釈も、気を回せばできない
ことはない。そこで、どうでしょう、そういうもの
のを早急に、これはあとでも触れたいと思うので
すけれども、よくするほうならば、沿岸漁民も反
対はしないと思います。大臣告示でもその変更は
できるんだと思うのですが、いかがですか。

○亀山政府委員 来島海峡と釣島水道については、
これを改めるというふうなことは、昨年の七月に
は全然考えていなかったのです。その後
に陳情がございまして、ここに問題があるという

ことを承知したわけでございます。また審議に
われわれ事務局の考えとして申し上げたときも、
従来の備置瀬戸、来島海峡、釣島水道については、
現状を変更するということは考えない。掃海水道
について考えてまいりました。特定水域航行令第一号
四号の問題。一号、二号、三号については、これ
を変更するということは、昨年の六月ないし七月
ごろは考えていなかった。したがって、浦賀水
道でできなかったから全部やめた、来島海峡、
釣島水道についても縮めることをやめたというふ
うなことは、もしそういうことありとすれば、全
くの誤解でございます。

○湯山委員 局長の御答弁は、局長の御答弁の範
囲内においては正しいのです。しかし、事実と相
違しておるのは、当時の話では、浦賀水道の問題
が片づけば、そのあとでその変更については検討
しますというところになっておったはずで、その
後の検討も一緒に流れたわけですから、七月段階
でそうでなかったことは確かにそうですけれども、
それができなかった、巻き添えを食ったという解
釈も、必ずしも当を得ていないわけじゃないので、
これは別に議論すべきことじゃありませんから、
それだけにとどめますが、私は、当然これはすみ
やかに改定すべきだ。おっしゃったように、実情に
合わないところもあるし、それから将来にわたつ
てあの来島海峡あたりがのままでいいというこ
とはないです。場合によれば航行する船舶の制限
も必要じゃないか。これは、岸につないでいる船
のじゃないかというふうなことも考えなければなら
ないです。ひとつ早急に御検討になって、いま申
し上げましたような不合理な点を御訂正をお願い
したいと思います。

特に水産庁におかれても、いままでも案外こうい
うことについて無関心でおられたのではないかと
いう感じがいたします。そこで、水産庁のほうに
おかれても、いまのような観点で、ひとつ運輸省
のほうと十分折衝をしていただきたいと思います
が、その点いかがでしょうか。

○丹羽政府委員 水産庁にいたしまして、無関
心ではなかったわけでございます。浦賀水道あ
たりにつきましては、運輸省ともいろいろ意見交
換をいたしたわけでございます。いま問題になつ
ております来島と釣島の問題でございますが、本
来、安全の立場から特定の地域を指定して、漁船
が漁労をしている場合に退避するというのは、生
命の安全、船舶の安全の立場から設けたものであ
り、同時に、漁船も通航するわけでございますか
ら、それは必要であらうけれども、その範囲は最
小限度にとどまるべきであつて、必要以上に航行
義務の範囲が広がるという必要はない。要するに、
相矛盾する要請の調整でございますから、必要限
度であるべきである、こういう立場で、いろいろと
運輸省ともお話を申し上げておるわけでございます
が、具体的なケースにつきまして、必要以上に避
航義務が課せられておるならば、それは改める方
向で努力したい、かように考えております。

○湯山委員 これはいま申し上げたように、漁民
にとつては生命財産につながる大きな問題だと思
います。そこで、制度として考えなきゃならない
問題は、利害関係者の意見を十分に聞く、これは
必要なことだと思ふのです。もちろん、船舶の航
行の安全という公共性の大きな命題があります。
それは確かにそのとおりでございますけれども、
しかし、十分いまの意見を聞くという点において、
私、従来の欠けていた点があったと思ひます。
と申しますのは、三十七年七月に改正するとい
う、その意見を聞かれたのが、同じようにその夏で
す。そうすると、もう改正しようというのをい
まのようにしておいて、聞きわになつて聞かれ
たつて、なかなか意見を述べられないわけ、そ
ういう点においても手落ちがあったと思ひます。
で、十分意見を聞いていただきたいという点が一
点と、第二点は、この法律によりますと、大臣の

告示による指定、これが法律と同じ権限を持つて
います。何らこの間に差別がありません。大臣の
指定というものは、いまのそれに指定されるかさ
れないかが、漁船の保険の適用を受けるかどうか
というふうなことも関連するといふ点から考え
れば、緊急臨時のもの、これは大臣の告示指
定である、その必要もあると思ひますけれども、
こういう恒久的な指定を単に大臣の告示だけを
もつてする、一方で法律でやつておる、こうい
うことは制度として改めなければならぬと思ひ
ますが、それはいかがですか。

○亀山政府委員 先ほど申し上げましたように、
いま大臣の告示で示すというのは、掃海水道のこ
とでございます。掃海水道につきましては、当時
緊急の必要があつた大臣告示で決定をいたしました
が、先ほど申し上げましたように、瀬戸内海の
ほとんど全域の掃海が完了しておるときに、掃海
という名目で告示した水道ということは理屈では
とても抵抗できないわけですが、しかし、実際は
しからばこれを全部はずしてしまふ、掃海は済ん
だんだからこれはいらぬのだということではご
ざいせんので、やはりこの掃海水道のうち、現
実にやはり特定水域として来島海峡あるいは釣島
水道に準ずるような地域も、その中に含まれてお
る。そういうところについて、どういう方法でど
の程度の制限をし、どの程度の地域を指定しな
きゃならぬか、政令ではつきりと具体的に明示し
なければならぬかという問題が残るわけではご
ざいます。ただいまの大臣告示でやるというのは、仰せのと
おり、水雷に対する掃海というふうな臨時緊急な
措置に限られておるという点については、私も全
く同意見でございますので、すみやかに第四号を
こういう形をやめて、新しく具体的な指定すべき
地域があればする。ただ、何度も申し上げますよ
うに、瀬戸内海における船舶の航行の安全とい
うことは、大体この水道については、東西にわたる
航行船舶についての規制が主であります。そのほ
かに、南北に並びき船もある。しかも、その中に
はほとんど客船もふえておる。旅客の航行にも重

要するに、掃海という名目で告示した水道というものは理屈ではとても抵抗できないわけですが、しかし、実際はしからばこれを全部はずしてしまふ、掃海は済んだんだからこれはいらぬのだということではございせんので、やはりこの掃海水道のうち、現実にやはり特定水域として来島海峡あるいは釣島水道に準ずるような地域も、その中に含まれておる。そういうところについて、どういう方法でどの程度の制限をし、どの程度の地域を指定しなきゃならぬか、政令ではつきりと具体的に明示しなければならぬかという問題が残るわけではございせん。ただいまの大臣告示でやるというのは、仰せのとおり、水雷に対する掃海というふうな臨時緊急な措置に限られておるという点については、私も全く同意見でございますので、すみやかに第四号をこういう形をやめて、新しく具体的な指定すべき地域があればする。ただ、何度も申し上げますように、瀬戸内海における船舶の航行の安全ということ、これは、大体この水道については、東西にわたる航行船舶についての規制が主であります。そのほかに、南北に並びき船もある。しかも、その中にはほとんど客船もふえておる。旅客の航行にも重

要するに、掃海という名目で告示した水道というものは理屈ではとても抵抗できないわけですが、しかし、実際はしからばこれを全部はずしてしまふ、掃海は済んだんだからこれはいらぬのだということではございせんので、やはりこの掃海水道のうち、現実にやはり特定水域として来島海峡あるいは釣島水道に準ずるような地域も、その中に含まれておる。そういうところについて、どういう方法でどの程度の制限をし、どの程度の地域を指定しなきゃならぬか、政令ではつきりと具体的に明示しなければならぬかという問題が残るわけではございせん。ただいまの大臣告示でやるというのは、仰せのとおり、水雷に対する掃海というふうな臨時緊急な措置に限られておるという点については、私も全く同意見でございますので、すみやかに第四号をこういう形をやめて、新しく具体的な指定すべき地域があればする。ただ、何度も申し上げますように、瀬戸内海における船舶の航行の安全ということ、これは、大体この水道については、東西にわたる航行船舶についての規制が主であります。そのほかに、南北に並びき船もある。しかも、その中にはほとんど客船もふえておる。旅客の航行にも重

大な関係がございますので、漁業者の権利と同時に、場合によれば、漁船も生命の安全のためにやはりルールを守ってもらわなければならぬ、ある程度のしんぼをはしてもらわなければならぬ。これは何も漁船の安全を打つちやらかしておるわけではない。漁船も汽船もすべてを含んだ安全のための全体の制度でございます。漁業が制限されるという点だけに集中してされますと、われわれ非常に苦しいわけでございます。その点も御理解をいただきまして、いま申し上げましたような点は、先生の御指摘の点はそのとおりだと考えます。

○湯山委員 たいへん明確な御答弁をいただいたので、いさぐちでございます。そこで、いま必要最小限度にとどめる、こういう御方針がよくわかりました。さて、そうしてもなおやはり補償の問題が残ると思ひます。現に漁業法三十九条の六項ないし十一項ですが、ここで国の漁業権に対する補償の規定がございますね。これは特定水域等の場合は適用の対象になりませんか。

○丹羽政府委員 三十九条には、はつきり「漁業調整、船舶の航行その他のほかに「泊、けい留」がございますが、「その他公益上必要であると認めるときは、都道府県知事は、漁業権を変更し、取り消し、又はその行使の停止を命ずることができ。」その場合に、補償の規定があるわけでございます。この問題は、実はむずかしい問題を含んでおりまして、その特定水域に漁業を全部やめさせてしまふという考えをとりたくないのですね、あえて特定の水域でも漁業はしてもいいのだ、ただ、ほかの船が来たときに避けなさいという形になっております。そこで、昔のようにたまたま来るときには、その漁業権を持つておるほうが漁民にとつてもいいわけでありまして。ところが、だんだんいまお話が出ましたように、最近のように船舶が非常に大きく相なつてまいりまして、航行のために退避している頻度が高まってくるに、いろいろな問題が起きてくる。そこで、思い切つてそういうところを切つてしまふか、切つてしまふは、三十九条あるいは漁業法の体系以外で、そういう

ことを船舶安全法の体系で考えるか、こういう問題でございます。ところが、少なくともいま名前があつております地域におきましては、むしろ漁業権を切つてくれ、制限してくれ、変更してくれ、そして変更した分について補償してくれという形では漁民サイドからはまだ出ていない。それはまだ利用価値がある、その漁業権については利用度が制約を受ける度合いが高まっておるけれども、それを切り捨てて補償に切りかえようという動きに入つてゐるとは私は承知いたしておる。そこで、問題は非常にむずかしいので、漁業権を切り捨てる、変更する、あるいはこゝまで出ていたのをこゝまで詰めることによつて、補償をするということでありますれば、漁業法の体系、現行法でもやれるわけでありま。そうしたら、それから先は、もし船が来なかつた場合に行使できたであろう権利も放棄することになる。そこで、この三十九条を直ちに働かせるという考えもいふ私どももつてはおりません。県知事もつてないようでございます。

○湯山委員 実情は、長官御指摘のとおり、船舶の航海がひんぱんになった。そうすると、確かに地域的な制限というのにはないにしても、網とかはえなわ、そういうのは簡単に避けることができるかどうかという問題があると思ふのです。そうすると、これはやめておこう、自然にそういう形になつてくる。そうすれば、ある程度の制限は受けるということとは事実なので、それに対しては国が補償するということがあつてもいいと思ひますが、いかがでしょう。

○丹羽政府委員 私は非常に問題だと思つておるわけですが、つまり、頻度がある程度高まつて、切つて捨ててしまふというならば、そこは補償の問題は起きない。ただ、問題の度合いは、いままで十回行けたところが六回になる、七回になるといふところに、いろいろな問題があるわけでございます。これは切つて捨てるとか、何月から何日まで

の間は使用を停止するという形での補償の問題はなかなか考えられません。頻度の問題になれば、頻度がどうかという問題との関係で、制度的に仕組むといふことについては、相当研究を要する問題である。はたしてそういう制度が仕組めるか。これは民間の話し合ひで、つかみ金でこの辺でという手打ちをやるといふことなら、往々にして可能でございます。国の制度として、国の義務なり何なりとして、漁業権そのものを変更しない、あるいは許可権を変更しないでおいて、補償をするという形については、私も頭の中であつたいろいろな考へてみたわけでございますが、非常にむずかしい問題を含んでおります。よく研究しないと、不公平あるいは不当あるいは足らずという、いろいろなやこしい問題が起る、かように考へております。

○湯山委員 ではいまの法的な問題、法文の問題と一応離れて、それによつて何らかの損害を受けているという事実は認められると思ひますが、それはいかがでしょう。

○丹羽政府委員 むずかしいことはばかり申しまして恐縮でございますが、漁業権は、例をとつて申し上げますれば、一定海面を排他的に独占的に使用する水面使用権ではないわけでありま。したがつて、公共的な制約下においてその水面で船が走るといふ場合には、そこにおのずからそれを認めて、それを排除する権能を漁業権は持つておるわけでありま。しかし、それにしても、一定の場所から自由によつてゐる場合は、船が来れば――一般論でございます。特定水域でなくとも、退避するか衝突するかという場合に、やはり退避するでございませうから、そういう形において一〇〇％に使用できなくなつておるといふ意味においては、何らかの制約を受けておるわけでありま。これは権利侵害であるといふことになりま。漁業権の本質上ある段階までは疑義がある、かように私は存じます。

○湯山委員 長官の説明は私のほうで疑義があるのです。というのは、一般海域においては、たてまえだけから申しますと、それは一般航行の船の進路を妨げていいという規定ではないのでありますけれども、一般航行の船のほうで操業中の漁船を避けなければならぬ、こういう規定なんです。ところが、この海域においては、逆に一般航行の船舶の進路にある漁船が、操業中のものが退避する、そういうことはやはりある意味での法律の上での制限、こういうことになるのじゃないでしょうか。ところで、それはもう率直に事実問題を離れても認めになつていいのじゃないでしょうか。

○丹羽政府委員 特定水域航行令の四条が漁業権に対しては制約をかけておるといふ事実関係は否定いたしません。

○湯山委員 それで一応けつこうです。そういうことですから、それはいまの漁業法三十九条を適用するしないは別です。それにいへば、該当する面もあるといふことをお認め願へば、それと、先ほどの海運局長の言われた、将来きつと補償の問題を考えようといふこととあわせていけば、これは政府全体としてまともな話になると思ひます。それで、まあ非常にしつこくお尋ねしたのですが、それを御了解願つて、早急にひとついふの最小限度にすること、そうしてしかも、その制限したもののについては補償措置を考える。特に釣島とか来島とか、この二つのところは実際に沿岸漁業の中心です。ごらんになればわかるように、ことに一本釣りの船なんかが無数に出てきておるところですから、ぜひすみやかにこれをやつていただきたいと思ひます。

それから次に、たいへんおそくなりま。運搬省のほうは終わりましたから、郵政省のほうにお尋ねをいたしたいのは、公衆電気通信法の関係でございます。

この公衆電気通信法は、これは非常に行き届いた法律で、これは運輸省も聞いていただいたほうがよかつたかと思ひますが、水底線路を設置するにあつては、事前に届け出をされて、それから関係漁業権者の意見を十分に聞いて、それによつて、差しつかえない範囲は線路の変更をする。なお、それで漁業権を侵害している場合には、その

補償をするということが、要点を拾って申し上げれば、公衆電気通信法には明記されております。これは非常にいい規定であるし、大体いまの特定水域についてもこのような規定が必要だと思うわけですが、これは非常にけっこうだと思っておりますけれども、しかし、実際には、現在布設されておるものについて、全部そういう措置がとられておるかという点、必ずしもそうならない面もあるかと思ひます。その点はいかがでしょうか。最近のものについてはどう、以前のものについてはどうというようなことがあれば、ひとつ簡単に御説明をいただきたいと思ひます。

○黒川説明員 お答え申し上げます。
先生いま御指摘になりました公衆電気通信法が施行されましたのは、昭和二十八年八月一日でございます。それ以前には電信法というのがございまして、明治三十三年にできました法律でございまして、その電信法におきまして、やはり水底線の保護に関する規定はございまして、おそれる先生御指摘の、あまり地元との話が行き届いていない例と申しますのは、旧法の時代にできたものじゃないかと考えられます。

○湯山委員 よくわかりました。
それで、現在補償をやっておる件数と、年間の金額はどれくらいございますか。
○黒川説明員 お答えいたします。
この水底線敷き置場には、地元の漁業組合とも話し合いをいたしまして、御了解を得て、そしてこの水域に設置するというようなこととございまして、現在まで補償という問題までに立ち至った事例はございません。

○湯山委員 それでは、補償の規定というものは適用された事例はないということでございますね。要求があったことはございせんか。
○黒川説明員 ただいま持つております資料では、そういう話し合いをしました段階で解決をしておる。全部がそうなるおそれる。もしなければ、あるいはルート等を変更いたしましたして、よく御了解を得て、多少遠くなりまして、そちらのほうに引くという手段をとっておりまして、補償を實際にしたいという例はないのでございまして。

○湯山委員 保護区域というのが設定されますね。資料をお持ちでしたら、保護区域の総面積はどのくらいになるか、海面の面積、これはございせんでしょうか。
○黒川説明員 総面積としてはございせんが、現在全国でございまして、離島の通信確保のために公社が施設しておりますところの条数は五百九十九条で、延べ四千四百キロメートルに達しております。法律では、この水底線の両側に千メートル以内で保護区域を設定してもいいということになっておりますが、実際はなるだけこれを縮小するというやり方をとっております。両側に二十メートルないし五十メートル程度の保護区域を設定するにしております。これを計算をしたことはございせんが、ただいま資料を持ち合せておりません。

○湯山委員 私の持つておる資料によりますと、これは愛媛県だけでございまして、四十八条ございまして、二十メートルというのはほとんどないのです。百メートル、五十メートル、百五十メートル、まあ最低三十メートル。ですから、むしろ五、六十メートルから百メートル程度のものが多く、瀬戸内海あたりは、これは非常に漁業の上から重要な地域で、これを見ますと、ずいぶんきびしい禁止規定があるわけですね。どういふかと申しますと、原則的には、底びき網はその区域でやっちゃいけない。もう漁業をやっちゃいけない。もちろん船がいかりをおろしてとまることができない。これが法律による禁止です。しかし、それをさらに政令で補強しまして、その政令の補強の項目は、底はえなわはやっちゃいけない、それから釣りやなわの漁業は、いかに、から釣り、きがい、底魚釣りがいかに、あるいは海底の水産動植物をやすとかこれに類するものを用いて捕獲してはいかぬ、こういう実なきびしい規定があるのです。地域にもよりますけれども、島の多いところではこれだけ禁止されますと、ほとんどこれは全面的な禁止で、こままで一休禁止する必要があります。

があるかどうかと思ひます。たとえば一番極端な例をあげますと、底魚釣り、一本釣り、こういうものは禁止しなきゃならぬかどうか。サメを釣るとかいうのは、あるいはひつかかることがあるかもしれないけれども、そのほかの瀬戸内海あたりは一本釣りで、海底電線に針が当たって損害を与えたりする例は、ほとんどないのです。いかがでしょうか。
○黒川説明員 お話の禁止の問題でございまして、これは私もいたしましては、こういう島が全国で有人島が四百六十五島ございまして、三百六十六島につきましては、ただいま申し上げましたような海底ケーブルをつけております。その投資額は、昭和二十八年年度以降でも約百億円になっております。この保護規定は、単に公社の財産の保護を目的としたものではございせんが、一たん水底線路の折損等によりまして通信が途絶したとしますと、それが修復までに少なくとも十数日を要します。また、通信不能が与える社会的な不安、治安上の問題も考えた場合に、このような事故が起きただけで発生することを防止するために定められたものと解しております。また、こういう線路を修理いたします経費といたしましては、平均一カ所二百万円ほどかかるのでございまして、ただいまお話がありました一本釣り漁法でございまして、私ども漁法のことにございましては不勉強でよくわからないのでありますが、一本釣り漁法すべてを禁止しておるわけではございせんが、底魚釣りなどで、いわゆる海底ケーブルがございまして、針がひつかかりまして、これをいためるというもののだけを制限いたしておるわけではございせん。なおまた、こういう底魚釣り漁法等によりまして損害があるかというふうなお話でございまして、実際の例を調べてみますと、そういう例も間々あるものでございまして。

○湯山委員 底魚釣りでそういう被害があったというのはいくらでしょうか。
○黒川説明員 漁法のことにございましては、私不勉強でよくわからないのでございまして、昭和三十

十九年度の瀬戸内海におきまして、このおもしろな例をあげまして、三十九年の四月八日に、牛島で底魚釣りの漁法によりまして、障害が発生しております。その他例がございまして、三十九年度の例につきましても、いろいろ例がございまして。

○湯山委員 お尋ねしておるのは、底魚釣りというものは、同じような種類じゃないのです。小さな魚も釣るし、メバルのようなものを釣る。底魚釣りもあれば、タイ釣りの底魚釣りもあるし、いろいろあるわけですね。そこで、被害を起したというのには、何を釣ってやってやったのか。それは釣り針が違ふのです。

○黒川説明員 私どものほうは、現場でこれを全部監視することができませんので、それがどういふ漁法であったかというのを申し上げることができないのでございまして、針の種類など見まして、そういうものであるというふうな判断しておるわけではございせん。
なおまた、このケーブルの構造といたしましては、御承知のように、外側に鋼鉄線というふうなものもありまして、また潮流の関係がございまして、これは最近の学説によりますと、電食を起すというふうな関係で、この鉄線にもポリエチレンをかぶせる。ポリエチレンが破けてまいりますと、そこに電食を起して障害が出るということもございまして、海底の状況によりましては、そういう鋼鉄線の上にまたポリエチレンを一本一本にかぶせる。それがひつかかって裂けますと、そこが電食の原因となりまして、それがまた障害になる、こういうこともございまして、われわれもいたしましては、できるだけその保護区域の範囲は狭くいたしますけれども、そういう障害の起りますような限られたものにつきましては制限をさせていただきます次第でございまして。

○湯山委員 この中に入れるケーブルですか、これも浅いところと深いところで違いますね。それから潮流の関係、そういうことで大小ありますが、私の調べたところでは、瀬戸内海あたりはもうほ

とんど大きいほう、五センチですね。おっしゃる通りに、銅線を入れて、一心といつて一番小さいのでも、いまの被覆をして、あと銅線で巻くわけでしょう。ですから、それを突き破って、しかも被害を与える釣り針というのは、そうたくさんないので。これは水産庁のほうで専門家ですから、そういう被害を与えたというのは一体何釣りですか。

○丹羽政府委員 私この法律、政令を読み直して、それから漁法、漁具も全部見直してみたいのであります。なお、昭和二十八年の七月にこの政令をつくりました際に、水産庁も参加しまして、法制局で一つ一つ吟味した経過もあるわけですが、それで、私も、ことにいま御指摘にありました底魚釣りの漁業、これが一番わからなかったのですが、ただ問題は、その漁法で海底電線を切るとか、引っぱっちゃうとかいうところからこの問題があったのではないようであります。それは結局は、そこに針が刺さって、それから何年ありますか知りませんが、長い期間の間にそこに海水の浸食によりまして、長期的にその電線が弱るというところから、この針にまで及んだように承知をいたしておられます。そこで、底魚釣りとは何かということに相なると、私もわかりませんが、まあ私の経験上いろいろありますが、何ですか、ちょっと忘れましたが、コチや何かはやはり瀬戸内海でもこの形で釣っておりますが、問題は、電線を切るとか引っぱるとかいう問題ではなくて、穴をあけるといふ問題であって、そしてさらに念を押しましてお尋ねしましたところ、電電公社でも、外側はビニール等——昔は何か鉛であったのが、鉛がやはり浸食の問題であって、ビニールにしたということでございますので、もしその針の穴が電線を浸食するから困るという議論でございますれば、やはり底魚釣りの針がひつかかって、あるいは切れて残る、あるいは穴をあけるといふ問題でございますれば、電電公社のお立場からはそれなりにわかるような気もするわけでございます。そこで、それでは逆に言つて、小さい針はいいじゃないか、大

きい針で考えるかとか、こまかい話になるかならぬかということでございますので、この針素を細くしたらいののかという議論まで実はやったわけでございますけれども、問題は、やはり浸食の問題についてもう少し議論を電電公社との間でやってみる必要があるのではないかと、私はかように思っております。すぐ切れるという問題ではなくて、長い間にいたむという問題のようでございます。

○湯山委員 鋼鉄の針金で巻いた五センチのものへ立ち込む針というのは、角度がきまつています。そうむやみにどれでも立つものじゃありません。そうすれば、底魚釣り、一本釣り全部禁止するといふのは——もしそれをやっておつて、かりにいまのようにならぬ原因で船が沈没した、これだ、あるいは大型船舶が通つて、あおりを食つて沈んだというふうなことで損害を受けると、いまの漁船保険の対象からははずされるわけですが、保険金をもらえないという事態が起こる。だから私は、そういうことで何にもなければ、それはおっしゃる意味も、ある程度大ざっぱにとめておこうということも、通信を守るといふことも、非常に重要な公共事業ですから、もちろんわからぬことはあります。しかし、そうだからといって、どれもこれものべつまくなしにこれはやつてしまつておるわけでは。タコつぼはどうです。これは禁止してあるのですか、禁止してないのですか。底へなわを張つてやつておられますね。

○黒川説明員 この定義によりまして、タコつぼ等は入らないのではないかと思います。先ほどのケーブルの構造につきまして、少し専門的にわたりまして恐縮でございますが、詳細に申し上げますと、海底電線は、中の電流を通す銅線の外側を、昔はガタパーチャ、最近ではポリエチレンで絶縁をいたしまして、その外にお話しのようにならぬ鋼鉄線を巻くというやり方でございます。そして深海は鋼鉄線が一重、それから浅海では必要の場合には——これは非常に価格が高く、かつまた重くなるので、それを避けておるわけござ

います。鋼鉄線を二重に巻くということをしていたすこともございます。しかしながら、これは昔からやつておる工法でございますが、いまから約七八年前から、こういう損傷したケーブルを見ましたところが、この二重に防護したものであるいは鋼鉄線等が、機械的な破壊、これは漁法だけでございまして、下の岩盤等の関係もございまして、そういうものでやられる事と、電食でやられる、鋼鉄線が電食でだんだんと腐食するという率とが、電食の率が相当あるということがわかりまして、防食ケーブルと申しまして、鋼鉄線一本一本にまたポリエチレンの絶縁被覆をいたしております。それをより合わせて外側の外装、さらにその上にジュートを巻いて布設しておるわけでございます。これは鋼鉄線にポリエチレンを巻きました防食ケーブルを敷くか、あるいは外装なしは二重外装のものを敷くかは、下が岩盤であるとか砂地であるとか、どちらがケーブルの損傷が少ないかという状況によりまして、使い分けておるわけでございます。最近瀬戸内海等ではかなりの防食ケーブルを敷いております。これは御承知のようにポリエチレンでございますから、針等のものに穴があきますと、そこが原因となつて、水面に触れますと、そこからまた電食を起す。これが少ない穴でも、そこから集中して、そこが切れ線の間を通しまして、中の心線にさわりまして、その心線がアースになるという障害もございまして、いずれの方法にいたしまして、私どももいたしましては、通信の確保の面から、そういうことのないようにはいろいろ努力しておるわけでございます。いますけれども、まだ残念ながら、技術の進歩が全部これを押えるというわけにはいきませんで、この保護区域の設定をお願いしておるわけでございます。

○湯山委員 ポリエチレンの厚さはどれくらいありますか。

○黒川説明員 正確にはわかりませんが、大体二ミリぐらいだと思います。現物をあとで先生のところに

にお見せいたしましたして御了解を得たいと思ひます。

○湯山委員 底魚釣りの釣り針には、その二ミリのポリエチレンを通さないのは種類はたくさんあるのです。それまで禁止しなくてもいいわけですね。

○丹羽政府委員 私昨日のにわか勉強なんでございまして、おっしゃるとおり、先ほど私も申したとおり、そういう意味で侵食の問題があると思はば、やはり針の大きさとか、それからポリエチレンの厚さとかという問題に関係があると私は昨日も考え、いまも考えておるわけでありまして。したがって、この問題は、そういう角度から、侵食もやはり問題である。だから、それはそれなりに考え方として認めて、しかる後に、ただ、そこを底釣り漁業というふうな機械的に押えていることがオーバーである、あるいは配慮が足らないという点でございますれば、その方向でものを考えていったらいいかがかというふうには私は思つております。

○湯山委員 いま水産庁長官の言つたような点で、私は再検討の必要があるのじゃないかと思ひます。もし必要ならば、そのポリエチレンの厚さをかりに三ミリなら三ミリということにすれば、瀬戸内海の漁業で、沿岸の一本釣りですれに損害を与えたりという例はほとんどなくなると思ひます。現にいまでも、底はえなわなんかは、三十九年一カ年間で事例が一つしかないのです。そうなつていきますね。これはどこであつたのでしょうか。

○黒川説明員 底のべなわというのでございまして、これは一件瀬戸内海で三十九年度に起こつております。

○湯山委員 何のはえなわですか。

○丹羽政府委員 このケースは存じませんが、瀬戸内海におけるはえなわとして一応考えられるのは、タイがあらうと思つております。

○湯山委員 タイかハモかぐらいいじゃないかと思つておつたのですが、これにしてもまた三十九

年に一回しかないという事です、それからもう一つ、これは、あのあたりでやっているのは、水中鏡を使つてやっておるようだし、これもとにかく年間一件で、注意すれば避けられる。いたすらでするのとは別です。そういうのまでやる必要はないと思う。ナマコをとつたり、あるいはサザエをとるのは、刺さないのでいいわけでは、さむだけのものです。ですから、長官言われたように、もう一ぺんこれは検討し直していただいて、いまのような、これやっておつて、船がこわれて保険がもらえない、この法律違反ということになることをお考えいただければ、なるほど慎重にやらなければならぬということもおわかりいただけると思います。そこで、郵政省、電電公社のほうで、多少政令の内容等は複雑になるかもしれないが、しかし、できるだけこれらも漁民のことも考えてやるといふ観点に立てば、その煩はいいと思ひますが、いかがでしょう。再検討願ひたいと思ひますが、いかがでしょう。

○山田政府委員 実は私も、この水産保護の問題につきましても、あまり勉強したことがございませんで申しわけございませんですが、やはり先生御指摘のとおり、漁法、漁具の面からと、それからケープルの構造あるいは機能の面からと、もう少し具体的に検討してある必要があろうと思ひます。この点、電電公社あるいは水産庁ともいろいろ打ちあわせしながら、再検討したいと思ひます。

○湯山委員 それでは終わります。

○田口(長)委員長代理 午後一時三十分再開することとし、これにて休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時五十分再開

○田口(長)委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

漁船損害補償法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行します。赤路友蔵君。

○赤路委員 午前中湯山委員のほうから、かなり

詳細にこの問題について質問があったわけなんです。あるいは最初の問答聞いていませんで、重複する点が出るかと思ひますが、重複する点があれば、以前にあったことを言つていただければいいかと思ひます。できるだけ時間をむだにしないように、端的に御質問を申し上げてみたいと思ひます。

今度のこの改正案は、保険料率を下げるということが一点、もう一つの点は、従来なかつた積み立て保険料の払い戻し、これが一点、第三点目は、中央会への交付金の交付、まあこれが主たるものだと思ひます。

そこで、具体的に保険料はどの程度下がるのか、これが第一点。

それから第二は、積み立て保険料の一部を払い戻す、こういうことになるわけなんですが、大体どの程度払い戻すのか。積み立て保険料の一部を払い戻すことができる規定を設けましたとなつてゐるので、それはどの程度のものを考えてゐるのか。

○丹羽政府委員 お答え申し上げます。

今回の改正のうちで、保険料率に関連いたしますのは、満期保険の損害保険料率に關連する部分について、必要な調整をいたしております。それで、調整の度合いはどうかといふと、満期保険でございまして、年によって変わりますが、六年ものの例をとり、五トン未満動力船の例をとりますと、二年目は在来に比しまして九割二分に相なります。三年目は八割五分、四年目は七割九分、五年目は七割三分、六年目は六割八分、これがそれだけ満期保険の損害保険料率を引き下げる形において調整をする、こういう形に相なつております。

二年目は五割八分、三年目は四割八分、四年目は四割五分、五年目は四割四分、六年目は四割四分を返します。平均しまして五六割ぐらいのものを返すことになりまして。

○赤路委員 そうすると、保険料のほうは、六年のものをとつて考えたときは、二年目からずつと低下していくということですね。それから積み立て保険料のほうの全損分に対する払い戻しのほうは、五六割平均の、従来になかつたものをこういふうに見ていく、そういうことになるわけですね。

○丹羽政府委員 そのとおりでございます。

○赤路委員 四十年の繰り越し利益金が約三十億、その中で、責任準備金として確保するのが二十億、十二億を中央会に交付金として出す、こういうような説明になつておるのですが、いま言つたように、保険料率を引き下げていく、あるいは積み立て金の払い戻しといふことが、無事戻し制度をとる、こういうようなことになってくると、利益金の将来の展望といふか、見通しは、一体どういふふうになりますか。

○丹羽政府委員 三十二億の利益が出ましたのは、特別会計の立場から見まして、再保険料が実際よりも高く設計されておつたのが原因となつて、決算上の剰余となつております。保険でございまして、長期均衡はするといひましたが、年々いろいろなフレがある。そのフレに備へますために、準備金を持つておる必要がある。それはどの程度を持つてば万全であるかといふことにつきまして、いろいろと學者その他を使ひまして、あるいは研究会で研究いたしまして、いま先生おっしゃいました二十億を持つておれば、年々のフレには心配はない、あとは長期均衡の立場におきまして、保険料、再保険料をどのように算定するかといふ場合には、支払うべき保険金あるいは事故及びいふまの無事戻しの関係が必要に見まして、どれだけの金をとつておけば長期的にバランスするかといふことで、料率設計をいたしました設計でございまして、今回考へております料率設計でございまして、たてまゝとしては、長期

均衡としては剰余も出ない、不足金も出ない、バランスをする、こういう考へ方で計数的には積み立てておきますので、出過ぎることも考へておりませんし、足らなくなることも考へておりません。

○赤路委員 いまの長官の御答弁からいいますと、責任準備金といふことが、これは大体二十億でいい。これからの保険加入その他いろいろ条件が違つてきましようけれども、二十億をオーバーするよりな利益金が出てくる場合、こういう場合も大体予想できるわけなんですが、そういう場合は、積み立て金の払い戻しであるとか、あるいは保険料金を引き下げていく、こういうふうに向ける、もつと率直に言つて、二十億が責任準備金の目標である、それ以上出たやつは、これは保険料を下げるなり何なり負担軽減に使用していく、こういうことですか。

○丹羽政府委員 保険設計としては、保険料収入と保険金支出をバランスして料率を組んでございまして、余りはないといふたてまゝをとつております。それから年々の変動のために用意して二十億を保留しておく、こういう形でございまして、したがいまして、今後決算上の剰余がさらに出てくるとは私も現在思つておりません。が、もし出たらどうするのだといふことでございまして、実は出た場合の問題としては、今回の十二億もやはり問題でございまして、さらに料率を下げることに使つか、新しい事業に使つか、いろいろ考へ方はあろうと思ひますが、料率引き下げに使うといふことは、将来永遠にその料率になりますから、剰余金処分の方法としては、私は必ずしも適當でないと思ひます。が、仮定のお話でございまして、そういうものが出ました際には、もう一度今回のような研究会なり何なりにおはかりして、その処分を考へたい、かように思つております。

○赤路委員 それで、この利益金が出た場合には、その時点でいろいろ使ひ道は考へていく、率直に言へば、こういうことですね。それでいいでしょう。

してはちよつと問題もございすし、それは別の問題として大きく取り上げていくべきものではないか。漁船保険のほうでは、先ほど申しました漁船保険特別会計の立場から可能な限度において海難防止事業に差し向けていこう、これは漁船保険の健全化にも役立つという立場で、実は私も整理をいたしまして予算要求をし、御審議を願っている次第でございます。

○赤路委員 まあ理屈はやめておきましょう。ただ、私の心配するの、その元金に手をつけなくて、金利だけでやるという原則にあまりこだわらず、へたな金を出し方をしていると、結果的には役に立たぬ金を出すという結果になりかねないので、そういう点を御注意を願いたいということです。

それから、海難防止のこといろいろ御説明があったが、確かに漁船保険の金ですから、そういう立場において考えていく、それはいい。ただ、私が次官にも、あるいは水産庁の方々にも知っていたべきことは、過去五カ年間の炭鉱における事故死をした災害死亡者は約三千人、海難で死んだ者は三千五百人、こういうことをやはり知っておいてもらいたいということです。しかも海難関係の費用というものは、もちろん五億をこそこしがない。海上保安庁のものは十三億何ぼつておるが、これは船舶の建造費なんです。しかも一番重要な気象観測の船の要求すらも大蔵省にけられておる。こういう事態なんですね。だから私は、やはり漁業行政を担当する水産庁としては、直接自分のところの所管の中でないにしても、そういう諸般の情勢というものを十分見きわめて対処していくという必要があるのではないかと、こういうことで、この点を申し上げた。あまり原則にとらわれ過ぎないで、死に金を使わないようにする、こういうことです。

次に、漁船保険を見ますと、民間保険と比較してみると、民保のほうに格段に加入の率が大きいわけなんです、これはどういふことなんでしょうか。

○丹羽政府委員 在籍漁船とその漁船保険加入の状況を、民保といいますが、この事業との関係でちよつと申し上げますと、三十八年の数字であります、百トンから二百トンまで八五%の船がこの特別会計によるものに入っております。小さいほうは別として、百トン以上で申し上げます。それから二百トン一五百トンが七六・四%、五百トン一千トンが三〇・六%でございます。つまり、下にいきますればますますほど、この制度に入っておりますが、五百トン以上クラスになりますと、みんな船に保険をつけておるでございますから、この制度よりも民保の関係が多い、こういう形に相なっております。

その理由はどうかという点に触れられておる、存するわけでございますが、一つは、この制度が、比較的、相対的に零細な漁民に災害があつたときの主要生産手段である漁船を何とか確保しようという立場から始まつておる点が一つあります。国庫補助等も下のほうにあるわけでございます。大きいほうに相なりまして、今度は一ぱいの船の事故がございまして、一億の事業を引き受けました、元請組合ですぐ一千万がすつ飛ぶというふうな関係にも相なりまして、一ぱいごとの保険につきましては、多くの組合におきまして上限を設けております。大部分は一億をこすようなものは引き受けません、定款できめたい大きなものを引き受けるには、定款できめたい大きなものを引き受けるには、元請組合が破綻することにしておりまして、これは農林大臣の承認を受けることになっております。つまり、一億という上限を置いておきまします。つまり、一億という上限を置いておきまします。つまり、一億という上限を置いておきまします。

○赤路委員 零細な漁民といいますが、零細企業との加入率がずっと高くて、上のほうへいくほど加入率が低い。これはまあ保険というものは、相互扶助といふか、やはりある面においては、もつと率直に言へば、安全性の上に、大手の船が、危険率の大きな沿岸といふか、小さい漁家のほうを相互扶助の精神で助けていくという結果になると思う。私はそれでいいと思う。いいと思うのだ、だからといって、あまりこれが極端におかしくないように、ある程度の調整というものが必要だと思ふ。そこで、もう大臣も来たから私はやめますが、漁船保険の加入は八十九条ですか、千トン未満になっていきますね。そうですか。

○丹羽政府委員 さうでございます。

○赤路委員 そこで、水産業協同組合法が改正されて、従来漁協の組合員は千トン以下であつたものが、これは二千トン未満ということに水産業協同組合法は訂正している。そうすると、水協法が訂正され、組合へ加入するものが二千トン以下ということになれば、これは保険関係のほうも、当然制限しておる千トンを引き上げること、これを考へなければならぬように思ふわけなんです。この点はどうかいふふうに考へておられるか。

○丹羽政府委員 問題の本質を否定するわけではございせんが、まず一応御理解願いたいと思ひます。これは、水協法で二千トンまで引き上げたのは、組合員資格でございまして、組合員が持つておる船が合わせて二千トンになるものまでは業種別組合では組合員になれるという、いわば属人といひます。形態に属した基準であります。それから漁船保険のほうで総トン数千トン未満のものが加入できるというのは、形態の属人ではございせん。船そのものでございまして、一ぱいの船が千トン未満という意味で、水協法の二千トンと漁船保険でいう千トンというのは、ちよつと話は別問題でございまして、ただし、だんだん船が大型化してある実態にあつて、水協法のほうでも組合員資格というものを二千トンに上げる実態にあるから、漁船保険においても、総トン数の問題を考へてみたかどうか、こういう点は一つの御意見だと思ひます。また、われわれもそういう漁業実態

の変更というものを頭に置いて今後とも考へていかなければいけないと存じますが、ただ、漁船保険で一ぱい千トンといつておりましたのは、先ほどの話とからみまして、一ぱいの船が沈むと、ぼかつたいへんな保険金になる、元請の負担が耐えられる、耐えられないという問題がございまして、そういう意味で、先ほど前段におつしやりました、比較的大きな船の加入の問題及び民保でのこの制度の扱いの問題と共通の問題でございまして、あわせて十分慎重に考へさせていただきます、かように思つておるわけでございます。

○赤路委員 大臣の時間がないようですから、一応私の質問は保留して、あとにしたいと思ひます。ただ、せつかくだから、一問だけ。大臣、あなたが来られたので、ちよつとこれに関連する問題なんだが、一点だけ聞いておきますが、大臣は予算委員会、漁業共済の国の再保険は来年から実施するといふふうに答へられた。それに間違いないですか。

○坂田国務大臣 来年からその努力を払う、こういうことであります。

○赤路委員 努力ですか。そうじゃなく、四十二年度から実施する……。

○坂田国務大臣 実施の方向で努力すると言つたように記憶しております。

○田口(長)委員長代理 北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。芳賀貢君。

○芳賀貢君 この改正法案については、昨日、事務当局からかなり詳細な説明と、それに対する質疑を行なつたわけですが、最終的な締めくくりをいたしまして、責任のある農林大臣から明確な答弁を願ひたいわけでありまして、こちらで問題点をあらかじめ整理して申し上げますので、明快なお答へを願ひたいわけでありまして、

まず、通称マル寒法といわれるこの法律の制定の経過については、当時から農林大臣は当農林委員会の理事等をせられて、中堅的な活躍をされてきたので、御承知と思いますが、昭和三十三年の十月に、私も社会党から、寒冷地畑作農業振興臨時措置法案と農家負債整理資金融通特別措置法案の二案を提出いたしました。社会党としては、単に現行法のごとく北海道の寒冷地畑作だけを対象にするというだけでなく、法律の中に、たとえば積算温度二千六百度以下あるいは無霜期間百七十日以内というような規定づけを行なう、北海道を中心とする、その他東北等に及ぶ寒冷地畑作農業の振興と、これを進めるためには、どうしても前提となる農家の固定負債を整理しなければならぬということ、二つの法案を提出したわけですが、その後、政府におきまして、三十四年の三月に、現在の北海道寒冷地畑作農業改善資金融通臨時措置法案なるものが提案されたわけでありました。そこで、当委員会といたしましては、この三案を一括対象にして真剣な審議をしたわけでありましたが、その結果、委員会において理事が中心となりまして、特に社会党提案の寒冷地畑作振興法案と政府提案の北海道寒冷地農業改善法案を調整いたしまして、委員会の修正という形で現在のような法律が制定されたわけでありました。特にその中で改正された重大な点は、政府案では貸し付け条件の中の金利については七分としてありましたが、これを五分五厘に引き下げたという点、特微的な修正であったと思うわけでありました。そこで、このマル寒法の最も特微とするところは、農業改善計画を立てて事業を実行する場合に、それに必要な総合的な資金の融通を行なういわゆるセット融資、組み合わせ融資制度が初めて生まれたわけでありました。このセット融資を創始したということについては、本法が最も貢献したものでありまして、その後、農林省におきましては、構造改善資金の制度あるいは近代化資金制度等が、相次いでこれを手本にして生まれて、実行されて今日に至つておるといふことは、

これは大臣としても御承知のとおりであります。ただ、あの当時、審議の中で問題として取り残された点を申し上げますと、一つは、農業改善計画を立てる場合に当然必要になる、先ほど申しました農家の固定負債の整理というものをどうするかという問題と、その次は、経営拡大をするためには、どうしても農地及び草地の造成あるいは農用地の取得が必要になるわけでありまして、これらの資金に對してはどうするかという問題、それからこの法律の対象は、もちろん混同経営あるいは主畜経営というところに条件が置かれておりましたので、これを進めるためには、当然乳牛を中心とした家畜の積極的な導入が必要であるが、これを具体的にどうするか。社会党の案ではこれが規定されておったわけでありまして、政府案にはこれが規定されておらないので、この点を議論したわけでありましたが、結局話し合いの結果、農地の造成取得資金と負債整理資金については、とりあえず当時ありました自作農創設維持資金法を活用して実施する、これに伴つて自創資金法の大規模改正を行なうというの一点であります。その次は、家畜の導入については、当時国有貸付牛制度というものがありまして、これを並行的に活用するという一応の話し合いがつかまして、この重要な事項については、委員会が附帯決議を付して政府の善処を促したわけでありました。

その後、法律が六年以上実際に運用されたわけでありまして、現在において見れば、やはりこの問題点となりました三つの事項といふものが、政府の熱意によつて完全に解決されない関係もありまして、これが、本制度に対する対象農家の期待が非常に薄らいだといふような点、あるいはマル寒の制度というものが影をひそめてきたといふようなところの原因であることが痛感されるわけでありました。

以上が、この法律の制定当時から今日に至るまでの経過であります。この点は、農林大臣は終始当委員会でも活躍されておるので、いま私が述べました経過等については、そのとおりであるかどうか、この際、記憶を呼び起こして確認を願いたいわけですが、

○坂田国務大臣 今日までの経過につきまして、芳賀委員の言われるようなものであったように思います。

○芳賀委員 次に、今回の改正案の問題について、主要なる点だけをお尋ねします。

今回の法律改正の案によりますと、償還年限の二十年を三十五年にする、据え置き期間の五年を六年にするという、この二点だけの簡単な改正であります。一番問題は、貸し付け条件を改正するという場合には、現行の五分五厘の金利水準、これをいかにより正するかということが非常に大事な点になるわけでありまして、これには触れられていないわけですが、したがって、この際、この五分五厘の金利を、現在国内全体に金利引き下げの傾向等もありますし、農林省関係の他の制度金融においても最近相対利率の引き下げに力を入れておられますので、この改正の機会に利率の引き下げをやるべきであったと思いますが、その点はいかがですか。

○坂田国務大臣 金利の問題であります。畑作地帯の農業振興につきましては、北海道のほか、南九州等の畑作農業について、昭和四十一年度以降その実態を調査し、その結果をまづ適切な処置を講ずる所存でございます。

金利につきましても、その結論との関連において対処する考えでございます。今回金利については現行どおりとしたものでございます。なお、現行資金の金利と同一のものには、農業の中でも成長部門といわれております果樹、畜産の資金があり、それぞれ五分五厘の金利が適用されております。これらの金利との比較においても、特別均衡を失っていることはないで、この際、従来のままとしたのでございます。

○芳賀委員 それでは、引き下げの意思はないようでありまして、たとえ政府において引き下げることができないという場合、当委員会において

この点を修正して引き下げるといふ態度に出た場合には、政府を代表してそれに反対されますか、意見を尊重して賛成するということになりますか、それはどうですか。

○坂田国務大臣 その点は、残念ですが、予算の關係ではやはり今回は同意できないと思います。

○芳賀委員 その次には、この改正が行なわれると、内容的には取り扱ひの要項等が当然改正されるわけでありまして、そうすると、昨日も局長から説明があったわけでありまして、対象農家の条件として、現在所得水準四十万円以下の農家をこの制度の対象にするということになっておりますが、これは六十万円以下の農家は対象になるということに改められますので、当然の結果として、従来よりも大幅に対象農家の戸数がふえるということになるわけでありまして、それに期待を持つわけでありまして、それと同時に、現在まですでに認定が行なわれて、農業改善計画が進められておられる農家についても、所得目標を現在の六十万円から八十万円まで引き上げるといふことになり、さらにまた、改善資金の貸し付けの最高限度についても、現在の百万円が二百五十万円に引き上げられるということになれば、現在まで進行中の改善農家に対して、当然それに伴う計画の改定あるいは追加融資等が行なわれるということになると思ひますが、この二点について、具体的に農林大臣として積極的なご意向を御承知を願ひいたします。

○坂田国務大臣 ただいま芳賀委員のおっしゃるとおり、計画の変更、追加融資の問題につきましては、必要な農家に対してはそのように処置したいと思つております。追加融資の問題についても同様、御意見のとおりでございます。

○芳賀委員 第三の点としては、農業改善計画が作成されて、それを認定してもらふことになるわけでありまして、この点は、昨日も農政局を中心としたしまして、関係のある畜産局あるいは経済局、農地局のそれぞれの局長におかれまして、今後この法律に基づく農業改善計画あるいは構造

改善計画等についても、総合的な計画を農家個々について完全に策定して、それが認定されて実行に入る場合は、たとえばマル寒法の場合においては、この法律に基づいて貸し出しする対象の事業はきめられておるわけでありますが、その中にいっておられない——これは全部入れれば問題はないわけでありますが、先ほど申しましたとおり、今後経営規模を大きく拡大するために必要な農地、草地の造成に必要な資金ですね、あるいは農地あるいは草地を取得する場合の取得資金、これは構造改善資金等においてどうしても確保しなければならぬわけでありますが、この点と、それから混同農業あるいは主畜農業の場合においても、乳牛を中心として積極的に家畜の導入が必要になるわけでありまして、この場合には畜産経営拡大資金に依存しなければならぬということに当然なるわけでありまして、それから農家の固定負債を整理するために必要な資金措置等については、現在自作農維持資金制度があるわけでごさいます、これらが総合的に関連を持って運用されるということにならなければ、この計画の一本化の実施ということではできないということになるので、この点は特に農林大臣としても着目されて、この計画の一本化と資金措置については、同時並行的に行なわれるということについて明確にしておきたいわけでありまして、そこで、注意すべき点は、営農改善資金の場合には、昨日の和田局長の説明によりまして、最高限度を二百五十万まで引き上げるということでありまして、ところが、それ以外のいま申しました資金措置については、この二百五十万の枠内で出すというのではなくて、ワケ外措置として適正に行なうということになるわけでありまして、この点は大臣としても解釈を間違えないようにして、明らかな説明を願いたいわけでありまして、

費の確保にしても、細々とやるぐらいしか配慮されておられないわけですから、こういう点にも難点があるわけでありまして、

て簡素化するようという御指摘であります、これらについてもなお十分検討いたして、簡素化に向かつてまいりたいと思っております。

○芳賀委員 第四の点といたしまして、営農改善計画の対象は、たとえば既存農家であっても開拓農家であっても、差別はないたてまえになっておるわけなんです。しかしながら、現在の制度からいいますと、開拓農家に対しては、開拓営農振興法に基づいて、現在新開拓営農振興計画というものが進められておるわけなんです。そうなる、同一地域内でそれぞれ計画を樹立するという場合、マル寒法の対象にもなれるが、同時に新振興計画の対象にもなれるという開拓農家があるわけでありまして、この点は、従来はマル寒制度に参加できることになっておったわけですが、現在開拓行政の中においても相当これは積極的にやっておりますし、条件を比較すると、むしろ新営農振興計画の措置のほうが有利であるという点も考えられるわけですので、農林省として、この区分というものを明確にしておくべきだと思いますが、その点はいかがですか。

同時に、私も、本名委員も北海道であります、この地方庁である北海道庁の農政に対する取り組みの姿勢とか、こういうような有力な制度の活用等について、最近是非常に消極的な態度であるような点が見受けられるわけでありまして、あるいは開拓の問題等についても、農林省にはやかましく陳情、要請等には来るようではあります、実際にその行政の担当とか実行という面については、中央へ来ていろいろ言うようなほどやっておられるのではないかと、この心配が、また農林省からごらんになっても、その点は気づかれておると思うわけでありまして、この問題についても、今後強力に北海道に対しても国としても北海道農業を重要視しておるということも認識させて、大いに鞭撻すべきであるというふうに考えますが、事務簡素化については北海道の行政庁に対する鞭撻の意思ありやいなや、この点を明確にしたいと思っております。

○芳賀委員 最後に、第六点として申し上げたいのは、本法の改正が行なわれまして、さらに二カ年間の認定の時期が延長されるわけですから、法律としても二カ年間の延長されることになるわけでありまして、その後の一体どうするかという問題が、当然農林省として予定されておると思いますが、本年の一月、予算編成の際にも、大臣といたしまして、将来にわたる北海道の畑地農業振興の問題、あるいはまた南九州の条件の非常に劣悪な畑地振興等については、今後さらに振興対策を基本的検討するために、農林省の農政局の中に対策室を設けて、二カ年を目標にして調査を進めようということ、相当額——といってもたいした金額ではありませんが、予算を確保されて、来年も同程度の予算を確保して、積極的な調査を進めようということ、昨日の説明があったわけでありまして、それはそれでいいと思っております、すでに北海道においても南九州においても、それぞれ北海道寒冷地畑作営農に対する基本調査並びに報告書等が農林省として完了しております、南九州については、南九州の防犯のあり方とか実態についての報告は完了しておるわけでありまして、われわれとしては、いまさら北海道や南九州の畑地農業を農林省が調査しなければ正確な認識が得られないというところは、非常に遺憾に考えております。いままで一体何をやっておるかということにもなるわけでありまして、局長の説明によると、特にマル寒法の制度あるいは南九州の防犯営農の要綱による実施の成果をこれから二年間十分見きわめて、それを基礎にして、さらに強力な同地域の畑地農業の発展に役立つような制度を実現したいということがあると、言われたわけでありまして、そこまではいいわけですが、二年間調査をして、すぐ立法化するからということとを尋ねますと、それは調査の結果をさらに慎重に検討して、検討の結果善処したいということ、この点が非常にたよりないのです。これは農林大

○坂田国務大臣 その点は、維持資金も同様でございます。

○坂田国務大臣 開拓農家で新振興対策の対象となるものにつきましては、開拓資金の貸し付けを行なうこととし、それからマル寒資金はこれに対して貸し付けないこととしたしておるわけでありまして、それからなお、新振興対策の対象とならず、開拓者資金を借りない者につきましては、マル寒資金の貸し付けを行なうこと、こういうふうに行なうわけでありまして、

○坂田国務大臣 農業改良普及制度の充実にあたりました、特に畑作振興等の施策の推進と関連いたしまして、営農事業を強化するために特に技術普及員の設置を進める等、その拡充につとめてまいりましたのでありますが、今後ともなお一層努力をいたしてまいりたい、かように存じます。それから北海道の問題であります、これは特に私どもも重視いたしておるのでございまして、今後ともさらに積極的に道庁としても行ないますよう指導をいたしてまいりたい、かように存じております。

○坂田国務大臣 畜産経営拡大資金、それから土地取得資金というものについては、二百五十万円のこの資金に上乗せして貸し付けることになるわけでありまして、

○坂田国務大臣 第五点といたしまして、従来も指摘されたところでありますが、営農改善計画を対象に農家が作成する場合、なかなか農家自身がつばな計画を立てるというところは容易ならぬことであると思います。そういうことで、従来もこの指導とか手続の取り扱い等については、主として現地ににおける改良普及員がその指導的役割等を援助するといふことになっておったわけでありまして、北海道における改良普及事業等についても、農林省が非常に消極的な態度で、定数の確保にしても活動

○坂田国務大臣 第五点といたしまして、従来も指摘されたところでありますが、営農改善計画を対象に農家が作成する場合、なかなか農家自身がつばな計画を立てるというところは容易ならぬことであると思います。そういうことで、従来もこの指導とか手続の取り扱い等については、主として現地ににおける改良普及員がその指導的役割等を援助するといふことになっておったわけでありまして、北海道における改良普及事業等についても、農林省が非常に消極的な態度で、定数の確保にしても活動

臣としてわざわざ予算を確保して対策室まで設けるわけですから、われわれの期待としては、二年間に基本調査はむろん進めるが、このマル寒法の制度が二年後に切れると同時に、空白期間を置かないで、直ちに強力な制度を発足させる、継続発展的に実現するということであれば話がわかるわけであります。この点を大胆に明らかにしておいてもらいたいと思うのです。

○坂田国務大臣 如作振興につきましては、農政局長からいろいろ御説明申し上げてあるはずでございます。それどころか、私も、如作振興が残された一番重要な問題だと確信いたしております。中心はどうしても北海道並びに南九州であろうかと思ひますが、その他の地点においてもあろうかと思ひます。しかし、この二つの地区が一番中心の地帯であると思ひます。そこで、今度二年間にわたつてさらに徹底したいろいろな基本的な調査等もいたして、そして結論を得まして、真剣なる如作対策をさらに推進してまいりますことは言ひまでもないのでございませう。これは自分としても特に力を入れてまいりたい、かように存じておるわけでありませう。

○芳賀委員 われわれは立法院にあるわけですから、何も政府が内閣提出で二年後に法律を出してもらわなければ仕事ができないというわけじゃないです。しかし、法律をあと二年しか延長しない、その間は予算を確保して、調査して、さらに強力な施策を進めようということになれば、政府の責任において二年後には強力な立法措置をするということが、これは責任として生じてくると思ひわけです。この点はやはり明らかにしてもらわねといけないと思ひます。こちらができないからやってくれというのじゃないです。立法院の權威でやれるのであるが、政府としていまからそのことを予定しておられるかどうかということ明らかにしてもらへばいいと思ひます。

○坂田国務大臣 いままで申しましたことは、もちろん空白を置かずに、そういう努力を進めるといふ決意でございます。

○芳賀委員 以上で質問を終わりますが、きょうはいつになく、答弁も非常に明快で、能率的だと思ひます。ぜひ今後、問題点に対しては大臣が率先して問題の所在を明らかにしてやってもらいたい。きょうは称賛しまして、質問を終わります。

○田口(長)委員長代理 先ほどに引き続き漁船損害補償法の一部を改正する法律案を議題とします。

質疑を続行いたします。赤路友蔵君。

○赤路委員 先ほどの漁船損害保険に關連するわけですが、これを一問だけいたしまして終わります。

けさほど来の湯山委員の運輸省關係への質問に關連をしていくわけですが、私の考え方を率直に申し上げたいと思ひます。これは水産行政上重要な問題だと思ひます。考えてもらいたいのですが、特定水域の設定は、特に瀬戸内海のような船舶航行の非常に多いところ、しかも漁場として、零細漁民のためにはこれはなくてはならぬ海域、こういうところなんです。それだけに、いろんな問題がふくそりしてくると思ひますが、先ほどの來の運輸省の局長の答弁を聞いておりますと、だんだん船舶が大型化してくる。そういうことのために、普通船舶の航海の安全というのを一応運輸省としてはたてまえにする。これは私は當然のことだと思ひますが、同時に、漁民の諸君の漁場でもあるということになりますと、この特定水域の中における漁業というものが、私はやはり問題になると思ひます。運輸省の局長の答弁では、かなりはっきりしたことを言っておるようでありますが、やはりこの際、一般船舶の航行を優先的にするか。安全の優先確保ということになりますと、少なくとも特定水域内におけるところの網漁業、これに類するものは禁止しなければならぬだろう。二者択一といひますか、船舶の航海安全を確保するという事になって、漁民の操業

を停止するということになりますと、これは当然補償をしなければならぬ。この点は、私はもういまの段階で明確にしていく必要がある、こういうふうに思ひます。

それから、昨日の委員会でしたが、やはり香川県のほうから陳情が来ておりましたが、この備讃瀬戸航路のしゅんせつということなんですが、相当海面蓄養殖のほうに大きな影響を及ぼしておるようであります。少なくとも陳情に來た諸君のことはもってすれば、相当な被害のようでありませう。これらについても、この際、一つの線を出す必要があるんじゃないか。いろいろ慎重に検討していただくことはけっこうであります。これが延び延びになっていきますと、ますます混乱の度合いというものがひどくなる。手のつけられぬような事態にならぬでもないと思ひますので、私は、この際、水産庁のほうとしては、直ちに現地調査を行なつて、そして漁業担当官庁としての結論と申しますか、これを早急に出す必要があると思ひます。この点に対する当局のほうのお考えをお聞きしたいと思ひます。

○丹羽政府委員 二つの点を御指摘に相なつたわけでございますが、前段の特定水域の問題は、來島海峡及び釣島水道につきまして、特定水域ではあるけれども、釣島水道のほうは待避義務地域を別にきめておるわけでございます。その中にきめておるわけでございます。そこで、いま御質問は、水産庁が自主的に調べたらどうか、見解を整理したらどうかということでございますが、問題は、船舶航行の必要度が、漁船の操業に対してどれだけの待避義務を課する必要があるか、こういう問題でございます。やはりどうしても水産庁としてだけの判断ではまずいので、運輸省と共同に相談すべき問題だ、かように私は思ひます。

それから後段の問題は、香川県の沖合いにおきまふ航路のしゅんせつから発生いたしましたところの浮土の被害の問題で、公共事業実施中に発生しましたいわば補償紛争でございますので、これも施行者である運輸省港湾局、それから代表して

契約をいたしました香川県知事、それから私のほうで、問題点を洗つて調査いたしたいということ、本日午前中に申し上げた次第でございます。

○赤路委員 大体長官の答弁、それがそのままうつつ軌道に乗つて、そして早い機会にそれがやられれば、それでけっこうです。ただ、各官庁が話し合ひをしておると、そうなかなか簡単にいかないと思ひます。要するに、所管官庁の何と云ひますか、わりあい露骨なことにはなりませんけれども、利害關係が違つてもいいのですか、運輸省のほうは、備讃瀬戸の航路しゅんせつは運輸省としてどうしてもやらなければならぬ、やられると、水産庁のほうの所管である漁民が困るというので、相反しておるのであるから、一緒に手を取つて仲よくいしましよやなんというところは、なかなかそう率直にいきけるものじゃないです。だから、いまの長官のおっしゃる通りに、各官庁とも話し合つて慎重におやりになることはけっこう、大いにそうしていただいて、各官庁とも納得の上に、お互いがそれぞれ専門家を出して調査するということが一番望ましいと思ひます。しかし、いつのことになるやらわからぬようなことは、これは問題にならない。私は、やはり被害者の立場というところを十分考へて、水産庁はこれ早急に打つべき手は打つて、調査すべきものは調査する、そういう踏み切り方をすべきだと思ひます。慎重にやるべきことが必ずしも行政でありませぬ。この点ひとつ次官の御答弁をお願いいたします。

○飯谷政府委員 原則的には、赤路先生の御意見、私も同感であります。航路の安全を主張する運輸省の考え方は当然でありますけれども、そのために漁民の漁業を犠牲にすることは、われわれとしてはたえられないことである。しかし、それかといつて、そのことをいかに調整していくかというところが非常にむずかしい問題で、ざつとばかりに言へば、いいかげんな妥協をして解決をつけろ——ことに漁民自体の遭難防除あるいは人命尊重という問題も考へていかなければならぬ。そういう面から考へてみますと、この問題は、やはり高

い立場で積極的に解決する方法をわれわれも考えなければならぬじゃないかと思っております。ただ、そういう場合の具体的な問題として、場合によつたら漁業権を放棄して補償を取るといふところまで進んだ場合において、その地域の漁民はどうかという考え方を持っておるかという、漁民感情と申しますか、そういうものがある、われわれ率直のところまでわかっている。そういう問題も十分検討の上、進めるべきじゃないかと思っております。

○田口(長)委員長代理 足鹿君。

○足鹿委員 私は、他の同僚委員から、ただいま審議中の漁船損害保険の法案については、慎重御審議になりましたので、関連をいたしまして、日本海沿岸漁民の最近の苦しい実情につきまして、特に日韓漁業協定に基づく共同規制水域の問題を中心に、ごく短時間でけっこうですので、お尋ねをしたいと思ひます。

日本海の沿岸漁民は、政府の宣伝もありまして、日韓漁業協定に基づいて李ラインが事実上撤廃される、これにかわつて共同規制水域が設けられることによつて、新しい漁場が開発できると、非常に期待をかけておたのであります。そしてその後出漁が始まつたのであります。最初若干豊漁のときもわずかの期間あつたようでありましたが、最近兵庫、鳥取、島根方面の底びき関係者は、漁獲高が急に少なくなりました。出漁を見合わせる船が出たといつております。兵庫の香住港とか、鳥取の田後あるいは網代、島根の浜田、各方面ともそういう状態なのであります。なるほど魚捕の不安からは解放されたかもしれませんが、待望しておた共同規制水域における出漁の結果は、まことに期待はずれである。このような実情について、政府は、その後の共同規制水域内における出漁の状況、漁獲の状況、その他関係事項について、いかに見ておられるか、調査をしておいでになるかどうか。私どもの鳥取県におきましては、二月十四日現在において出漁底びき漁船四十隻中、現在出漁しておりますもの

は十四隻程度であるといわれております。これは私にただいま申し上げたことを具体的に実証しておると思ひます。政府がかねて太鼓で宣伝をいたした結果が、このような事態になることはたしかに思つておたのであります。どうかその点について、現況をいかに考へておられるか、今後、この不漁の原因は何であり、どういふふうにしたならばこの問題が好転するか、その対策等をこの際明らかにされたいと思ひますが、いかがでありますか。

○丹羽政府委員 お答え申し上げます。

日本海西区といふことが、鳥取、兵庫を中心とした底びき船が、本来日本国の規制としての漁業の操業地域を持っております。その操業地域の中にかつて李ラインがあつたわけでございますが、その李ラインを今度の協定で共同規制水域と専管水域の形で縮めた。そして朝鮮半島の東海岸にも、この地域の底びきが出漁できるようになつて整備された。そこで、在来ありやうにおりました東海岸の底びきに、日韓漁業交渉締結後出漁をいたしまして、たしかズワイガニと承知しておりますが、その漁獲を初めて試みまして、いま先生もちやんと触れられました。当初ある程度の成果を上げたわけでございますが、その後、漁獲成績があまりよくないという事情が日韓関係の漁業ではある。それからもう一つ根本の問題としては、日本海西区の底びきというものが、資源との関係で、ここ数年非常に不振に相なつておる。そういう状態にあることは私も承知をいたしておるわけでありまして。

そこで、問題は、日本海西区の一一般論としての資源の不足からくる日本海西区底びきの不振対策をどうするかという問題と、それから日韓関係の漁業で新しく手をつけた朝鮮半島の東海岸及び西海岸の底びきの問題に分けて考へまして、東海岸の底びきにつきましては、初めてやつた関係もあり、今後漁場調査の努力も関係者で大いに進めていただく必要もあるし、われわれもいろいろ資源調査の問題はやらなければならぬ問題である、かように考へております。

る、かように考へております。

基本的に、あの地域の底びき漁業が、資源との関係で總体的に不振である。この問題の解決につきましては、いま直ちにどういふ手を打てばどうなる、こういう対策というものは、現在ないわけでございます。現地の御要望としては、朝鮮半島の南部及び西側の海岸のほうまで自分らの船を出せという御要望がございます。ただ、そちらのほうの側におきましてはまたそちらのほうの側では、直ちに入られることについて賛成というわけにはなつておりませんので、この関係の調整の問題は、今後の課題として非常にむずかしい問題でございます。いま検討中の問題でございます。

○足鹿委員 不漁の原因について、政府としてはどういふふうに考へておられるのか。聞けば、その共同規制水域地帯あるいは朝鮮半島の東海岸方面は、どこが激しい、あるいは東海岸の深合は、沿岸から急に二百メートル内外の水深の深みになつておつて、なかなか漁がむずかしいといふふうな、現地で働いてきた船員が言つておるのです。その話を私も聞いて、お尋ねしているのです。ですから、そういうことは、あなたの方海上保安庁なり出先関係機関をもつと動員をされて、そうして的確に――なぜあれだけあなたの方が期待を持たせられた共同規制水域や東海岸の漁がふるわなののか、ついでには、どうしたらいいか、どの方面にさらに新漁場を開拓したら見込みがあるかといふような、そういう調査なり指導なりをされる責任があると思ひます。それを私は聞いておるのです。一体、あれだけの期待を抱かせておつて、いまさらこういう状態になつた、今後対策を検討するでは、私は政府の責任は済まされたいと思ひます。魚がたぐさんとれる、とれた魚は安くお互い国民が日韓漁業協定で食えるような宣伝ばかり、あなた方はしておつたではありませんか。その裏が出ておるということに対して責任をお感じにならないのでありますか、その点を私は伺つておるのであります。

○丹羽政府委員 日韓漁業協定の締結によりまして、旧李ラインが除かれて共同規制水域になつて、操業の安全の確保ができる、これは非常に強く強調いたしました。それによつて魚が非常にとれて云々という部分は、ちよつとそういうことを私どもは申した記憶はないわけですが、ただ、いま先生があげられました朝鮮半島の東海岸、これはいままで長い間入り得なかつた朝鮮半島の東海岸の部分に今度入る余地ができた。それからそこは非常に深いところ。それから非常に深い地域における底びきの問題としては、一そりびき底びき船がどういふふうに入操業するかという点については、いろいろ実際にやられる方の御検討も要るわけでございます。さればこそ、昨年、当初に出られまして、ズワイガニをおやりになつたわけですが、それがその後必ずしも思ひ通りではない。ただ、ここ数カ月の実績でございますから、なお今後、先ほども申したとおり、県の試験船を他も考へまして、い漁場といふことも、網代の探索その他といふことは進めなければならぬ、かように私は思つております。

○足鹿委員 いまあなたは重大なことを言われたようです。別に魚がたぐさんとれるなどということを言つた覚えはないとおっしゃつたが、事実明らかに言つておつたじゃないですか。漁業協定が結ばれれば、共同規制水域を設けることによつて、魚もとれる、魚捕もなくなつて安全操業ができて、沿岸漁業の振興になると言つたじゃないですか。何を言つておるのですか。事が済んだからといって、そういう詭弁を弄してこの委員会を乗り切るつもりですか。あまり国会を侮辱しちゃう困りますよ。何言つておるのですか。

○丹羽政府委員 決して国会を侮辱いたしておりませんで、安全操業ができるように相なつたといふことは申しておるわけでございます。○赤路委員 関連して。長官、これはやはり答弁するときは、もう少しまっすぐに答弁したらいいと思ひます。いまの足鹿君が言つておる東海岸におけ

る一そりびきは二十五隻なんです。それでしよう。しかも足鹿君の言ったのは、あそこ海岸は急に深いというのです。この二十五隻は、ちゃんとあの条約の中で三百メートルより浅いところでは操業しないと書いています。それでしよう。そうすると、いま島根、鳥取、兵庫のあの沖合い底びきで、三百メートル以下のところに操業しているような船があるかというのです。ないので、そんなものは、だから、私にあなた答弁を聞いておいて、あそこはこうなんだ、二十五隻東海岸は一そりびきが出るが、ところが、条約のときにそういう条約ができていたのだから、三百より浅いところではやらないように指導すると、こう言っているわけなんです。だから、こそ、今度は西のほうに持っていく、こういうことでやっているのです。それでしよう。だから、そういうことをあつたままに答弁したほうがいいのです。

○丹羽政府委員 私、その点重々御存じの上の御質問とおつたわけでございます。おっしゃるとおり、日韓協定では、東海岸におきましては、韓国との漁業の調整上二十五隻にしほりました。かつ三百メートル以遠で操業するというところに相なっておるわけでありまして。その前提のもとにおきましてその操業をいたすわけでございます。いま赤路先生がおっしゃいました三百メートルの深度におきまして操業ということにつきましては、業界の見解等いろいろ聞いたわけでございますが、まだ新しい経験でもありませんけれども、一そりびきであればある程度やれるのではないかと、御意見もあつたわけでございます。そうして昨年の十二月からその実態が発見したわけ、十二月、一月、二月という経過を経ておるわけでありまして。そこで、その地域におきまして操業の問題といたしましては、さらにいい漁場の調査の問題がまだ残りますというのを先ほど来申し上げておるわけでございます。その調査はやはり大いに進めなければならぬ。それから実際に操業をおやりになる方々の御研究にまつ面も多々あらうかと思

いますということを先ほど来申し上げておる。もう一つ、やはりそこに相当無理があるから、朝鮮半島の南部及び西部の海岸のほうにこの地域の底びき船を出してこれという御要請があることも、先ほど申し上げたわけでございます。それに対しては、そちら側の操業をいたしておられます方々との調整上、非常に問題が残っており、直ちにそれをそのとおりやりますというわけにはまだまいたない段階でございます。それをどうするかは、国内の漁業調整の問題でございますから、検討中でございます。かように申し上げたつもりでございます。ことはが足らなくて失礼をいたしました、御容赦願います。

○足鹿委員 私だつて、質問するからには少しは知っています。東海岸に出動した連中は、浅いほうに魚が行って、自主規制の線のために入れないというのです。だからとれない、こういうことになっているのです。そういう自主規制を、漁業協定でなしにあなた方が政府の責任でやっておることは、私は当然日本政府の責任として背負うべきだと思つておる。聞けば、新しい漁場の開拓は、一年ぐらゐの覚悟で試験操業をやつて、新しい漁場を見つくるんだというふうなことです。漁師といふものは、わりあい肝が太いものだから、そういう気持ちの者もおるでしょうけれども、腕の弱い零細漁民の場合はそういうことはききません。参つてしまいます。十日間に一トン程度の水揚げでやれるわけはないじゃないですか。ですから、舞鶴の海上保安部のほうでは、海底の模様を調査するといふような話も聞いておりますが、とにかく政府としては、南岸漁場その他のほうへやりたければ、まだそこまでは調査が立っておらぬといふならば、現在の漁場といふもの、東海岸及び共同規制水域における新しい漁場の開発というものは見込みがあるのかないのか、どうすればもっととれるのかとれないのか、そういうことについてよく調査をし、どういふ対策を立てておられるかといふことは、私は聞いておるのです。

操業船だけの努力にまつということはないはずですよ。政府としても、責任を感じたらおやりになるのがあたりまえではないかと。専管水域の問題については、このあたりの質問で詳しく申し上げます。そのことを聞いておられるけれども、そのことについては一向御答弁にならない。いま私が指摘した点について御答弁願いたいのです。

○丹羽政府委員 明年度の予算におきまして、あの水域の底びき漁業の調査に對しまして、県の試験場の協力を得まして、今後の日韓交渉後の基礎資料を集めるという意味におきまして、調査の予算の計上をいたしております。県の試験場も活用していろいろ調査をいたすというこの手配はいたしておるわけでございますが、いま先生が御指摘の、現実にそこへ行って操業している船のすくすの操業について、いま直ちに何らかの手を打っておるかといふことにつきましては、率直に申し上げて、現在その段階ではございません。

○足鹿委員 政務次官に伺いますが、いまの水産庁長官の答弁は、あまりにも冷たいといふか、事務的といふか、私は納得がまいりません。これはまた別の機会に問題にいたしたいと思つておるが、少なくとも長官が御答弁になつたようなことで、政府としては、これは当分成り行きを静観されるというのでよろしいのでありませうか。一応御所見があつたらこの際承つておきたいと思つておる。

○飯谷政府委員 李ラインが撤廃されることによつて、従来操業できなかった区域でも操業ができるということになれば、そのことによつて、少なくとも従来よりは漁獲がふえるであろう、こういう考え方をわれわれも持つておつたわけでありまして。一般的な問題としては、確かに、遠洋海域の底びきといふものが、資源の枯渇といひます。か、そういう面でも、従来のような成績をあげていないことも十分承知しております。これは一般的な底びき問題として今後早急に検討しなければならぬ問題だと思つておる。

すが、今年初めてやつたわけですが、思うように成績があつていないといふこと、ただいま先生の御指摘があつたとおりでございます。これについては、やはり十分に漁場調査等も行って、そして積極的にこの問題の解決に当たつていかなければならぬ、そういう姿勢をとらなければならぬことは当然でございます。ただ、日韓交渉が妥結されて一応操業が開始された直後でもございまして、そういう問題で十分に実態の把握ができていない関係上、打つ手も若干おくれおつたところ考えますが、今後とも御趣旨に沿ひまして、積極的にわれわれも努力しなければならぬといふふうに思つております。

○足鹿委員 それでは第二の、専管水域との関係についてお尋ねをしたいと思つておる。これは申し上げるまでもなく、従来の専管水域の外側六海里といふものは、操業権について国際慣行上入り会い権が認められておつたもので、それを放棄して、専管水域十二海里といふところを線をお引きになつた、そのこと自体が、いわゆる日本海沿岸の出漁漁船が今日の苦杯をなめざるを得ないような事態になつた大きな原因であらうと思つておる。従来の操業の実績は私はいまこまかくは申し上げませんが、実際にいへば、いわゆる共同規制水域といふものは、拿捕に対する恐怖から免れた程度にとどまり、従来の沿岸二海里の外側六海里の慣行上の地帯といふものが、実際の公

漁場的な存在であつたことは明らかであります。しかも、国際慣行上からいへば、五年ないし十年は認められなければならぬものを、日本政府はあつさり十二海里をお認めになつた。したがつて、海底の状況が浅いところに魚が集まる地域においては、そこへ入れば、武装した韓国警備船が嚴重に警備をしておりますから、近寄りたがひ。この間、全然操業設備なしに、ただ通過をするために専管水域を通つただけで、停船を命じられ、そして船内の捜査を受けておる事実があるのです。それくらい監視船がきびしい取り締まりをしておりますから、全く近寄りたがひ。従来における既得

権というものは、完全にこの専管水域十二海里によって抹殺されておるのです。それが私は今日の状態になった第二の大きな原因だと言つて差しつかえないと思ひます。このように入り会ひ権放棄をして異例の協定を結んだ政府の責任を私は追及せざるを得ない。その責任を感じてもらわなければならぬと思ひます。したがつて、今後このことに対してどういふふうに対処をされようとしておるか。先ほども東海岸の問題について水産庁長官は御答弁になりましたが、朝鮮の東海岸の問題につきましても、規制措置外の沿岸漁業隻数千七百隻というものをあなた方政府が自主規制されたのです。そして三千隻にのぼる出漁船をそこにしぼられたことによつて、さらにその残りのものは困つておるのです。そうでしよ。漁場を転換して遠洋漁業に出たい、かりにそつういふ気持ちを持つておつても、零細漁民でありますから、とてもじゃないが、その力がない。したがつて、生活が苦しくなつて、全く困つた状態になつておることは言ふまでもありません。したがつて、この専管水域の設定によつて困つておるのは、小資本の沿岸漁民が一番打撃を受けておる。金を借りる力もあり、自分も金を持つておるような漁業者のほうは、転換も可能でありますし、漁船の大型化によつてさらに新しい方向へ漁場を開拓していくことも可能でありますし、そののできない人々といふのは、共同規制水域に出てみてはどうか。結局沿岸をうろちろして、わずかな漁獲を続けざるを得ない、こつういふ状態に現在達着せざるを得ない。ありさまであります。したがつて、大規模な漁場の開発、漁獲高の増加のために、一体どういふ方策をもつていま述べたような悲境にある沿岸漁民の期待にこたえられる方針であるか。救済対策としては何を考へになつておるか。たとえば漁船の大型化によつて遠洋漁業へ切りかえるにしても、沿岸漁民の現在の力では転換ができないではありませんか。それともいろいろと内輪の話を聞いてみますと、きよりは申し上げませんが、あまり芳し

いことは行なわれておらぬと私は見ております。事実上において、大資本優先の措置がとられておる。沿岸漁民の立場などというものは顧慮されておらない事実が横たわつておるうちに私は思ひます。具体的には本日は申し上げますまい。そつういふことに對して、政府は当然責任を感じざるを得ない。そのことをどういふふうに対処されるか、私はこの機会に明らかにしてもいいと思ひます。明らかにならねば、もつと具体的な資料を整備して明らかにするに、幾らでもいたします。だけれども、私はそつういふ暴露質問を考へておるのではあります。少なくとも沿岸漁民の立場が立つようには、共同規制水域の付与、沿岸専管水域の設定によつて漁場を締め出された零細漁民の救済をどうはかろうとしておるのか、それを明らかにしていただきたい。

○丹羽政府委員 李ラインというものがございまして、それを越えて中に入れたかつた。あるいは見つかれば拿捕される。しかし、その際にも、見つかない場合には相当中に入れておつたのだといふ立場におきまして、今回それを整備いたしました。共同規制水域と専管水域に分けて、専管水域につきましても排他的支配権は認めるが、共同規制水域については拿捕をなくする、こつういふ方式をとつたわけでございますが、その結果、前におきましてはたまたま入れたものが、入れなくなつて不利になつたといふお立場の御意見が聞々あるわけでございます。しかし、この問題につきましても、あらゆる角度から検討して、その關係を明白にするといふことで、専管十二海里の外側に共同規制水域といふことで条約を結びまして、とりきめたわけでございますので、私もこれを守ることになるわけでございます。

そこで、先生御指摘のとおり、比較的大きな船はもつと近くまで行つてやれた。沿岸の問題は、その問題よりも別に、日本海におきまます資源の減少といふことが、非常に大きな問題として響いておると私は感じておるわけでございますが、いすれにいたしましても、日本海西部の地域におきま

す漁業が非常に不振である。これをどうするか、その具体案を示せといふことでございしますが、それこそ、いま私どもが日本の漁業全般の問題において当面しておる最も困難な問題でございまして、本日ここに明確にその具体案を出せとおつしやられるわけでございますが、それはあらゆる角度から努力はいたしておりますが、御要請にこたへるような明確な答案が出せない、これがいま私ども日本国の沿岸漁業の大きな問題の現状であるといふことを申し上げる以外にお答えがないわけでございます。

○足鹿委員 そつうすると、全く、日韓漁業協定といふものは、だれのための漁業協定であつたかといふ性格の問題になつてくると思ひます。大体九千万ドルからの漁業協力資金が韓国へ支払われ、日韓合弁会社がつくられて、そしてさらに大規模な操業が計画されておるとも聞いております。さらに韓国の操業方式が近代化して、専管水域における漁獲はあげて日本に輸出をする、こつういふことになりますれば、日本海沿岸の、このたびの漁業協定にわずかながらでも期待を抱いておつた漁民の期待を完全にじゅうりんするのみならず、今後における日本の魚価にも大きな影響をいたしましよ。勢ひまた向こうの韓国の安い労働力を使つて、さらにこれが日韓合弁関係の漁船がたきさん動いてくるということになりますと、さなきだに困つた労働問題にも大きな影響が出てくるのでありますし、結局何の利益もなかつた。むしろ逆に出てきた影響は、先般国会でも問題になつたと思ひますが、沿岸十二海里の専管水域を認めたことの影響は、本年の一月十四日ごろですか妥結を見ました、日本漁業代表と中国代表との間において結ばれた日中民間漁業協定の際、やはりこの専管水域や共同規制水域の線を延ばしていくと、勢ひ日中漁業協定の水域にも重大な影響が及んでくることの一つの大きな難関になつたことは、当時の折衝の経過から見ても明らかであります。

さらにニュージーランド方面においても、タイの

漁場として、非常に日本漁船の大事な漁場といわれておつたところが、韓国に専管水域十二海里を認めるならば、自分たちのほうにも専管水域を設ける、規制水域を設けるという動きも出ておると伝えられております。そつうなつたら、結局、韓国との間に結んだ専管水域その他が国際的に波及をし、最近ではアフリカやインドネシア方面にもそれが及んでおると聞いておりますが、そのような事実はないのであります。あつたことすれば、どのような対策を講じておいでになるのであります。

いままでのこの簡単な質問を通じて理解することとは、日韓漁業協定といふものは、日本の沿岸漁民、零細漁民に対しては何らのプラスもない。むしろいままでの漁場を奪つて、漁民を窮地に追い込むだけの成果しかなかつたと言われても、弁明の余地はないじやないですか。あつたらはつきり言つてください。具体的な事実をあげて説明をお願いしたい。

十二海里の問題が、他の漁場にどういふ微妙な影響を及ぼしつあるか。特に私は、ニュージーランド方面の話を新聞紙上等において読んでおりますが、外務省その他は、あなた方のほうはニュージーランドと交渉を開始して、そつういふことのないようにひとつ対処してくれと哀訴嘆願をしておるという話ではあります。出てくることは、日本の漁民を苦しめ、さらにまた海外における有望な漁場にも制限を加えるような逆現象しか出ておらないではありませんか。そつういふ日韓漁業協定といふものが、一体何の価値がありますか。私もとしては首肯することはできません。また、あの当時において、私も、日韓漁業協定の問題が、一般の基本条約のときに論議になつた過程においては、仮定的事実であるから、よくなるであらう、拿捕もなくなるであらう、こつう言われれば、あるいは沿岸漁民を含めてそつうかもしれぬと思ひます。しかし、今日では、もう具体的に明らかになつておるのです。この事実をあなた方ははつきり認めて、その被害を今後どう償ひ、

どう対策を立てられるかということは、当然政府がとるべき措置だと私は思います。その点について、飯谷政務次官の御所見があれば承っておきたいと思ひます。

○飯谷政府委員 日韓条約によって十二海里の専管水域ができたことについては、確かに足鹿先生がおっしゃる面もあると思ひます。われわれも過去の実績から考えて、この問題はさういふ主張をいたしたのであります。結局は李ラインの実質的撤廃という一つの大きな目的のために、ある程度これが犠牲にされた、こういうふうに考えられる面もあるわけでありまして、そのことが、今後の国際漁場、たとえばニュージランドの問題等にいろいろ影響してくることをわれわれも予想をし、心配もいたしておたのであります。ただ、そういう問題は国際漁場の一つの方向としてもあるわけですが、しかし、日韓条約は特別な、御承知のような状態によって妥結したので、そのことがほかの国際漁場に影響しないように、われわれは今後努力をあげて努力をしなければならぬと思つておるわけでありまして。

それはそれといたしまして、沿岸漁業に非常に大きなしわ寄せがきておるといふ考え方の問題でありますが、さうくばらんに私どもが基本的に考えられるのは、従来李ラインがあることによつて、それから向こうへは一步も入れなかつた。無理に入つたとしても、安全操業というものは絶対に確保されない。いわゆる拿捕という犠牲を覚悟してやらなければならなかつた。それが今回できた日韓条約によつて、いずれにしても実質的に李ラインが撤廃されたということは、少なくとも十二海里までは漁船が安全操業を確保しながら入ることができるといふ点においては、李ラインの撤廃以前よりは確かに有利であるといふふうに私どもは考えておるわけでありまして、したがつて、その専管水域の、たとえば六海里というものにより従来沿岸漁民が入つておつたとしても、それはおそらく戦前のものであつて、あるいはその当時どれだけのものが入つておつて、それを今日とど

う比較するかという問題は、非常にむずかしい問題ではないかといふふうに考えます。むしろ私どもが考えるのは、一応李ラインを撤廃することによつて、漁業範囲というものは拡大されたけれども、やはり依然として沿岸漁民は漁獲高は向上しないし、生活は安定しないという現実をわれわれはどう考えていくかという問題であります。こういう問題になつてきますと、やはり一般的な日本国の沿岸漁業というものは非常に不振でありまして、この対策とやはり関連して考えなければならぬわけでありまして。一般的な日本の沿岸漁業対策としては、御承知のように、沿岸漁業等振興法に基づいて構造改善を進めておりますし、また、大型魚礁等の公共事業化によつて魚礁の設置を考えていくとか、あるいはいままでのいわゆる取る漁業から栽培漁業、養殖漁業の奨励とか、その他漁港の整備改善とか、いろいろな施策を講じているわけでありまして。それは必ずしもそのことばかりで成果のあがつていないところに、沿岸漁業対策の非常なむずかしさがあるわけでありまして、そういう面から考えますと、なおさら日韓の問題等も関連をいたしまして、日本海の沿岸漁民の対策については、私どもは積極的に考えていかなければならぬし、一般的な沿岸漁業対策と関連をして、そしてより以上積極的に、日本海沿岸漁民の対策は考えていかなければならぬのではないかと、こういうふうな考え方のもとに、今後努力を続けたい、こういうふうに思つておるわけでありまして。

○足鹿委員 私は、審議案件とは別に關係のない問題でありますし、きょうはこの程度にとどめておきますが、少なくともただいま政務次官が御答弁になりました点について、先ほどの御答弁とただいまの御答弁を抽象論ではなくして、具体的な問題として、さらに十分大所高所から政治的に判断をされ、水産庁長官のような、きわめて冷たい、全く事務的な立場ではなくして、沿岸漁民に対するあたたかい気持ちから、少なくとも現在直面しているこの問題に対する具体的な救済あるいは振

興の対策を講じられんことを強く要請をいたしまして、きょうは番外でありますから、この程度で質問を打ち切つておきます。

○田口(長)委員長代理 次会は明日十日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時四分散会